

《翻訳》

EU デジタル市場法〔上〕

—REGULATION (EU) 2022/1925 OF THE EUROPEAN
PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 14 September 2022
on contestable and fair markets in the digital sector and amending
Directives (EU) 2019/1937 and (EU) 2020/1828
(Digital Markets Act) —

岡 田 直 己

1. 訳者はしがき
2. デジタル市場法の概要
3. デジタル市場法 (全訳)

— 前文

(以上、第 65 巻第 1 号)

— 第 1 章 目的、適用範囲及び定義 (第 1 条～第 2 条)

— 第 2 章 ゲートキーパー (第 3 条～第 4 条)

— 第 3 章 ゲートキーパーによる競争可能性を制限する行為または不正な行為 (第 5 条～第 15 条)

— 第 4 章 市場調査 (第 16 条～第 19 条)

— 第 5 章 調査、執行及び監視に関する権限 (第 20 条～第 43 条)

— 第 6 章 最終規定 (第 44 条～第 54 条)

— 附属書

(以上、第 65 巻第 2 号)

1. 訳者はしがき

2022 年 11 月 1 日、EU のデジタル市場法 (Digital Markets Act, DMA.

以下「本規則」)が発効した¹⁾。EUでは、デジタルプラットフォーム事業

- 1) REGULATION (EU) 2022/1925 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 14 September 2022 on contestable and fair markets in the digital sector and amending Directives (EU) 2019/1937 and (EU) 2020/1828 (Digital Markets Act). <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32022R1925&from=EN>.

欧州委員会による本規則の立法提案は2020年12月のことであるが(*1)、これに先立って、競争法や経済学、データサイエンスの専門家による委託調査報告書が2019年3月に公表されたほか(*2)、ビジネスユーザーが利用するオンライン仲介サービスに係る公正性及び透明性を促進するための規則(EU) 2019/1150(いわゆるP2B規則)が2022年7月に制定されて発効している(*3)。本規則の修正案は2022年7月18日に理事会で採択された(*4)。

本規則の適用開始は2023年5月2日であるが、3条6項・7項、40条、46～50条は2022年11月1日から、42条と43条は原則として2023年6月25日から適用される(54条)。

後記のとおり、欧州委員会から「ゲートキーパー」の指定を受けた「コアプラットフォームサービス」の供給事業者は5～7条の義務を負うこととなるが、ゲートキーパーの指定は2023年9月6日までに行われ(*5)、当該義務の発生は当該指定から6か月以内とされているため(3条10項)、ゲートキーパーが実際に5～7条の義務を負うことになるのは遅くとも2024年3月である。

- *1: Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on contestable and fair markets in the digital sector (Digital Markets Act) (COM/2020/842), available at <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=COM%3A2020%3A842%3AFIN>.
- *2: Jacques Cr  mer et al., Competition Policy for the Digital Era (March 2019), available at <https://ec.europa.eu/competition/publications/reports/kd0419345enn.pdf>.
- *3: REGULATION (EU) 2019/1150 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 20 June 2019 on promoting fairness and transparency for business users of online intermediation services, available at <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32019R1150>.
- *4: Press Release: DMA: Council gives final approval to new rules for fair competition online, available at <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/07/18/dma-council-gives-final-approval-to-new-rules-for-fair-competition-online/>.
- *5: European Commission: The Digital Services Act package – Next Steps, available at <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/digital-services-act-package>.

者による市場支配的地位の濫用 (Treaty on the Functioning of the European Union, TFEU, 欧州連合の機能に関する条約 102 条違反行為) や企業結合が欧州競争法によって規制されているが、欧州競争法がそのような事業者のデジタル市場における行為に十分かつ効果的に対処できているかどうかを疑問視する向きも強く、欧州競争法の積極的執行とあわせて、競争法と異なる規制枠組みの必要性などが検討されてきた²⁾。本規則は、欧州競争法が基本的に事業者等の行為に対する事後規制であることと異なり、欧州競争法と P2B 規則による規制の内容・方法を補完する事前規制であり、109 のパラグラフで記載された前文、6 つの章と 54 の条文から成る具体的な規則及び附属書で構成されている。本規則の目的は、欧州委員会が「ゲートキーパー」(3 条)として指定する「コアプラットフォームサービス」(2 条 2 項)の供給事業者に対して一定の義務を課すことにより、それらの事業者

-
- 2) オンラインソーシャルメディア、オンラインマーケットプレイス、オンライン検索エンジンなど、EU 域内のすべてのオンライン仲介サービスの供給事業者を対象として、オンライン仲介サービスの透明性や説明責任を強化し、EU 基本権憲章に掲げられた基本権の実効的な保護、イノベーションが促進されるような安全かつ予測可能で信頼できる取引環境を整備するため、デジタルサービス法 (Digital Services Act, DSA) が 2022 年 11 月に発効した。DSA の一部の条項は同月から適用されるが、その他の条項は 2024 年 2 月から適用される (93 条)。

オンライン仲介サービスの供給事業者は、2023 年 2 月までに欧州委員会へ EU 域内の月間平均ユーザー数を申告し、その人数が 4,500 万以上である場合、欧州委員会は「巨大オンラインプラットフォーム (Very Large Online Platforms, VLOPs)」または「巨大オンライン検索エンジン (Very Large Online Search Engines, VLOSEs)」として指定する (33 条 4 項)。

DSA に定められた義務等の内容は、オンライン仲介サービスの供給事業者の規模等に応じて異なり、透明性の確保など基本的な義務はすべての供給事業者に適用される一方、VLOPs と VLOSEs は基本権に及ぼす影響等のリスクアセスメントやその緩和措置の実施など、より重く厳しい義務を負う。

REGULATION (EU) 2022/2065 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 19 October 2022 on a Single Market For Digital Services and amending Directive 2000/31/EC (Digital Services Act), available at <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TEXT/PDF/?uri=CELEX-:32022R2065&from=EN>.

がEU域内のデジタル市場を支配し、ビジネスユーザーやエンドユーザーが当該事業者のサービスの利用を余儀なくされる等の悪影響を被るなど、デジタル市場の競争可能性を損なう行為や不公正な行為を予防し是正することである(1条1項)。

本規則が適用されるコアプラットフォームサービスは、EU域内で設立されたビジネスユーザーまたは当該域内で設立されもしくは所在するエンドユーザーに供給されるものであるが、ゲートキーパーとして指定されるコアプラットフォームサービスの供給事業者はEU域内で設立されまたは所在している者に限られていない(1条2項)。したがって、日本国内で設立されもしくは所在しているコアプラットフォームサービスの供給事業者も本規則の適用可能性と無縁ではないため、本規則を適切かつ十分に理解しておくことは必要であろう。また、国内事業者がEU域内で設立した現地法人等の事業所が、ゲートキーパーのコアプラットフォームサービスを利用すること、あるいは、ゲートキーパーが供給するコアプラットフォームサービスと競争関係に立つことも十分に想定できるため、ゲートキーパーの本規則の遵守状況を注視するとともに、ゲートキーパーによるコアプラットフォームサービスの供給に係る改善事項等の実施について、本規則に基づき、欧州委員会やゲートキーパーに働きかけていく必要もあるだろう。さらに、ゲートキーパーのコアプラットフォームサービスの供給に係る事業活動は本規則所定の義務の遵守を前提としたものへ変容し、また、そのような変容の過程で新たな行動を伴ったものへ変質する可能性があるため、ゲートキーパーが国内市場においてもコアプラットフォームサービスを供給している場合、国内事業者がEU域内で現地法人等の事業所を設立していなくても、国内におけるコアプラットフォームサービスの供給をめぐる取引や競争が相応の影響を受けることとなる。したがって、そのような取引や競争の変化を見通すという観点からも、本規則を適切かつ十分に理解しておくことは有益であろう。

また、独占禁止法その他の国内法との関係では、本規則と同様に事前規

制(殊更、いわゆる「共同規制」の手法を採用したことに特徴がある。)を行うものである特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律(以下「取引透明化法」)が筆頭に挙げられる³⁾。取引透明化法は、総合物販オンラインモール、アプリストア、メディア一体型広告デジタルプラットフォーム、広告仲介型デジタルプラットフォームという4つの事業分野について、一定の要件を充たしたサービスの供給事業者を「特定デジタルプラットフォーム」として指定し、取引条件等の開示、運営上の公正性の確保、運営状況の報告と評価、評価結果の公表等の必要な措置を講ずるものとされている⁴⁾。取引透明化法の内容等は本規則の一部と重なるものであるが、それらの今後の運用とその評価・見直しを検討する上で、本規則は少なからぬ影響を及ぼすであろう。また、独占禁止法との関係では、近年、公正取引委員会がデジタルプラットフォームの供給事業者を対象とした確約認定等の法執行を活発に行っているほか⁵⁾、デジタルプ

3) 令和2年法律第38号(2022年5月25日施行)。

4) 取引透明化法の施行時点では、「メディア一体型広告デジタルプラットフォーム」と「広告仲介型デジタルプラットフォーム」は同法の適用がある事業分野とされていなかったが、その後、同法4条1項の事業の区分及び規模を定める政令(令和3年政令第17号)等が改正され、2022年8月1日から適用対象の事業分野とされた。

5) エクスペディア・ロジック・パートナー・サービスズ・サール確約認定(公取委報道発表令和4年6月2日)、Booking.com B.V. 確約認定(公取委報道発表令和4年3月16日)、楽天〔共通の送料込みライン〕審査終了(公取委報道発表令和3年12月6日)、グーグル・エルエルシー／フィットビット・インク経営統合(公取委報道発表令和3年1月14日)、アマゾンジャパン〔優越的地位の濫用〕確約認定(公取委報道発表令和2年9月10日)、Zホールディングス／LINE 経営統合(公取委報道発表令和2年8月4日)、楽天〔楽天トラベル〕確約認定(公取委報道発表令和元年10月25日)、エムスリー／アルトマーク株式会社取得(公取委報道発表令和元年10月24日)、アマゾンジャパン〔ポイントサービス利用規約の変更〕調査終了(公取委報道発表平成31年4月11日)、エアビーアンドビー・アイルランド・ユー・シー及びAirbnb Japan 審査終了(公取委報道発表平成30年10月10日)、アップル・インク審査終了(公取委報道発表平成30年7月11日)、みんなのペットオンライン審査終了(公取委報道発表平成30年5月23日)、アマゾン・サービスズ・インターナショナル・インク報告受領(公取委報道発表平成29年8月15日)、アマゾンジャパン〔Amazon マー

プラットフォームに係る特定の事業分野を対象とした実態調査報告書の作成・公表、検討会や研究会における報告書の作成・公表を進めており、デジタルプラットフォームの供給事業者による不公正な取引方法や競争制限行為に対する競争法の規律やそのあり方をめぐる議論が進展しつつある⁶⁾。た

ケットプレイス〕審査終了(公取委報道発表平成 29 年 6 月 1 日)。

- 6) 公正取引委員会による実態調査報告書、検討会・研究会の報告書その他の文書として、たとえば次のものがある。

〔実態調査報告書〕

- モバイル OS 等に関する実態調査報告書 (2023 年 2 月 9 日) https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/feb/230209_hontai.pdf.
- デジタルプラットフォーム事業者の取引慣行等に関する実態調査報告: クラウドサービス分野の取引実態に関する報告書 (2022 年 6 月 28 日) <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jun/digital/hontai.pdf>.
- デジタル・プラットフォームの取引慣行等に関する実態調査報告書: デジタル広告分野の取引実態に関する最終報告書 (2021 年 2 月 17 日) https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/feb/digital/210217_hontai_rev.pdf.
- デジタル・プラットフォームの取引慣行等に関する実態調査報告書(オンラインモール・アプリストアにおける事業者間取引) (2019 年 10 月 31 日) <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/oct/191031b.pdf>.
- デジタル・プラットフォームの取引慣行等に関する実態調査について(中間報告) (2019 年 4 月 17 日) https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenkyukai/platform/kaisai_files/190424_3.pdf.

〔検討会・研究会の報告書〕

- データ市場に係る競争政策に関する検討会報告書 (2021 年 6 月 25 日) https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210625_report.pdf.
- デジタル市場における競争政策に関する研究会報告書「アルゴリズム／AI と競争政策」(2021 年 3 月 31 日) https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/mar/210331_digital/210331digital_hokokusho.pdf.

〔その他〕

- 取引環境の透明性・公正性確保に向けたルール整備の在り方に関するオプション (2019 年 5 月 21 日、経済産業省及び総務省と共同作成) <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/may/kyokusou/190521betten1-1.pdf>.
- プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則 (2018 年 12 月 18 日、経済産業省及び総務省と共同作成) <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/dec/kyokusou/181218betten1.pdf>.

だし、独占禁止法の執行事例、特に正式な違反認定が行われたものは限られており、デジタルプラットフォームの供給事業者のどのような行為が独占禁止法に抵触するのか、当該行為の競争上の評価(セオリーオブハーム)として具体的に想定すべきことは何かなどの問いについては、独占禁止法の執行経験から導かれる答えは必ずしも多くない⁷⁾。独占禁止法の今後の積極的な執行が期待されているところであるが、本規則に定められたゲートキーパーの義務は欧州委員会による競争法の執行経験をその基礎として

また、内閣府デジタル市場競争本部: デジタル市場競争会議が次のような報告書を公表している。

- モバイル・エコシステムに関する競争評価 中間報告(2022年4月26日) <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/digitalmarket/kyosokaigi/dai6/siryou4s.pdf>.
 - 新たな顧客接点(ボイスアシスタント及びウェアラブル)に関する競争評価 中間報告(2022年4月26日) <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/digitalmarket/kyosokaigi/dai6/siryou5s.pdf>.
 - デジタル広告市場の競争評価 最終報告(2021年4月27日) <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/digitalmarket/kyosokaigi/dai5/siryou3s.pdf>.
- 上記のほかに、学界や経済団体の取組みとして次のようなものがある。
- 神戸大学大学院法学研究科「科研基盤研究(A)プラットフォームの影響拡大に伴う多面的リスクに対応した次世代規制の包括デザイン」<https://sites.google.com/view/kobeuni-platform-kaken/newsmedia>.
 - 日本経済団体連合会「デジタル化とグローバル化を踏まえた競争法のあり方—中間論点整理—」(2022年3月31日) <https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/030.html>.

- 7) なお、企業結合規制について、後記のとおり、本規則は、ゲートキーパーが企業結合規則(規則(EC) 139/2004)所定の企業結合を計画し、その計画事業者または当該計画の対象者がコアプラットフォームサービス等を供給する場合、または当該計画の当事者がデータの収集を可能とする場合、当該計画が企業結合規則に基づく欧州委員会への届出の要件を充たさない場合であっても、欧州委員会へ当該計画を届け出なければならないと定めている(14条1項)。独占禁止法に基づく企業結合審査はこれと部分的に対応するように行われることが想定されており、具体的には、被買収会社の国内売上高等に係る金額のみが届出基準を充たさないため届出不要である企業結合計画であって、「買収に係る対価の総額が大きく、かつ、国内の需要者に影響を与えると見込まれる場合」は企業結合審査を行うこととされ、当該計画の当事会社は公正取引委員会へ相談することが「望まれる」。公正取引委員会「企業結合審査の手法に関する対応方針」(2011年6月14日策定、2019年12月17日最終改正)6(2)。

いる部分が多いため、独占禁止法による事後規制のあり方の検討を進めるに当たって、本規則に定められた実体法上・手続法上の特徴等の理解や分析から得られる示唆は少なくないであろう。

本稿は、本規則の実体法上・手続法上の主要規定を概観した上で、その全訳を提供するものである。本規則は大部に及ぶため、上下2分冊の資料・翻訳として公刊するが、訳者は別途、取引透明化法、独占禁止法その他デジタルプラットフォームの供給事業者に係る国内法、検討会や研究会における議論等との比較も行いながら本規則を評価した上で、デジタルプラットフォームの供給事業者に対する国内法の対応や整備のあり方を検討した論説も公刊する⁸⁾。

2. デジタル市場法の概要

本規則の適用対象、「ゲートキーパー」が負う本規則所定の義務並びに本規則の執行の概要は以下のとおりである。

(1) 適用対象

本規則は、欧州委員会から「ゲートキーパー」として指定を受けた事業者が、その拠点の所在や住所並びにサービスの供給に対して適用がある法令にかかわらず、EU域内に拠点を有するビジネスユーザーまたはEU域内に拠点を有するもしくは所在するエンドユーザーに対して供給する「コアプラットフォームサービス」に適用される(1条2項)⁹⁾。「ゲートキー

8) 青山法学論集 65巻2号(2023)の掲載を予定する。

9) ただし、指令(EU)2018/1972第2条第1号で定義された電子通信ネットワーク、第2条第4号で定義された電子通信サービス(番号非依存型個人間コミュニケーションサービスを除く)は適用対象とされていない(1条3項)。

「コアプラットフォームサービス」とは、(a) オンライン仲介サービス、(b) オンライン検索エンジン、(c) オンラインソーシャルネットワーキングサービス、(d) 動画共有プラットフォームサービス、(e) 番号非依存型個人間コミュニケーションサービス、(f) オペレーティングシステム、(g) ウェブブラウザ、(h) パーチャルアシスタント9、(i) クラウドコンピューティングサービス、(j) オンラ

パー」とは、コアプラットフォームサービスの供給事業者であって次の(a)～(c)のすべてに該当する者をいう(3条1項が要件を、同2項が要件充足の推定上の量的閾値を定めている)¹⁰⁾。

(a) EU 域内市場に重大な影響をもたらすこと

〔推定上の量的閾値〕

次のいずれかに該当し、かつ、同一のコアプラットフォームサービスを3つ以上の加盟国で供給していること。

- 直近3年の会計年度において、EU 域内の年間売上高が75億ユーロ以上であること。
- 直前の会計年度において、平均時価総額またはこれに相当する公正な市場価値が少なくとも750億ユーロであること。

(b) ビジネスユーザーがエンドユーザーにリーチするための重要なゲートウェイとなるコアプラットフォームサービスを供給していること。

〔推定上の量的閾値〕

コアプラットフォームサービスの供給について、直前の会計年度において、

- ① EU 域内で設立されまたは所在している4,500万人以上の月間アクティブエンドユーザーを有しており、かつ、EU 域内で設立された10,000社以上の年間アクティブビジネスユーザーを有していること¹¹⁾。

(c) 当該事業で確立された永続的地位を享受していること、または、そのような地位を近い将来に享受することが予見可能であること。

〔推定上の量的閾値〕

直近3年の会計年度のすべてにおいて、上記(b)の推定上の量的閾値に該当すること。

推定上の量的閾値に該当したコアプラットフォームサービスの供給事業

イン広告サービスを指す(2条2項)。ただし、共同プロジェクトのような非商業的目的で活動するサービスは、コアプラットフォームサービスとみなされない(前文(2))。

- 10) ゲートキーパーの指定は、少なくとも3年に1回、定期的な見直しが行われる(4条2項)。
- 11) アクティブエンドユーザーとアクティブビジネスユーザーの算定方法は、コアプラットフォームサービスの種類ごとに、附属書の別表で規定されている。なお、欧州委員会は、当該算定方法の修正のほか、量的閾値の該当性判断方法を具体化する権限を有している(3条6項・7項)。

者は、該当日から2カ月以内に遅滞なく欧州委員会へ通知する義務を負い(3条3項)、自社が供給するコアプラットフォームサービスの分割、細分化、断片化など、推定上の量的閾値に該当することを潜脱するためのあらゆる行為が禁止されている(13条1項・2項)。

(2) 「ゲートキーパー」の義務

ゲートキーパーの指定を受けたコアプラットフォームサービスの供給事業者は、以下のような義務を遵守しなければならない、遵守義務の潜脱行為は禁止されている¹²⁾。ゲートキーパーは、指定後の6か月以内に、5～7条所定の義務を遵守しなければならない¹³⁾、その遵守を確保するために講じた措置について、詳細にかつ透明性のある態様で記載した報告書を欧州委員会へ提出する義務も負う¹⁴⁾。また、欧州委員会は、5条～7条所定のゲートキーパーの義務について、本規則の目的に適うよう、コアプラットフォームサービスの競争可能性を制限する行為または不公正な行為に対処するため、19条所定の市場調査を行った上で49条に基づく委任行為を採択し、ゲートキーパーが負うべき義務を最新の内容で維持する権限を有している¹⁵⁾。

なお、ゲートキーパーは、欧州委員会へ非機密情報の報告書の要約を提出し、年1回以上の更新を行わなければならない、欧州委員会はウェブサイトにおいて当該要約へのリンクを利用できるようにしなければならない¹⁶⁾。

12) 13条3項～7項。いかなる方法を以てするかを問わず、ゲートキーパーが負う5条～7条所定の義務の効果的な遵守を損なう行動は禁止されているほか(13条4項)、5条～7条所定のビジネスユーザーまたはエンドユーザーへ供給されるコアプラットフォームサービスの条件または品質を低下させてはならず、ビジネスユーザーやエンドユーザーの権利や選択の行使を不当に妨げてはならない(13条6項)。

13) 3条10項。

14) 11条1項。

15) 12条1項・3～4項。

16) 11条2項。

① 5 条所定の義務

ゲートキーパーの指定を受けたコアプラットフォームサービスの供給事業者は、欧州委員会が当該指定の際に列挙したコアプラットフォームサービスについて、以下の義務を負う¹⁷⁾。

○ 個人データの処理、結合、相互利用等の禁止 (5 条 2 項)

EU 一般データ保護規則 (GDPR)¹⁸⁾ に適合したエンドユーザーの同意の取得及び選択肢の提示なしに、以下のいずれかの行為をしてはならない。

■ オンライン広告サービスを供給する目的で、ゲートキーパーのコアプラットフォームサービスを利用する第三者のサービスを利用しているエンドユーザーの個人データを処理すること (5 条 2 項 (a))

■ コアプラットフォームサービスの個人データを、当該ゲートキーパーが供給する他のコアプラットフォームサービスもしくは別途供給するサービスの個人データ、または第三者のサービスの個人データと結合すること (5 条 2 項 (b))

■ コアプラットフォームサービスの個人データと当該ゲートキーパーが別途供給するサービス (他のコアプラットフォームサービスを含む) の個人データについて、それらの相互利用を行うこと (5 条 2 項 (c))

■ 個人データを結合するため、エンドユーザーを当該ゲートキーパーの他のサービスにサインインさせること (5 条 2 項 (d))

○ ビジネスユーザーに対する供給経路制限の禁止 (5 条 3 項)

ビジネスユーザーが第三者のオンライン仲介サービスまたは自社のオンライン直販チャネルを通じて、ゲートキーパーのオンライン仲介サービスを通じて提供されるものとは異なる価格または取引条件

17) 5 条 1 項。

18) 規則 (EU) 2016/679。

で、エンドユーザーへ同一の商品またはサービスを提供することを妨げてはならない。

- ビジネスユーザーによるエンドユーザーとの取引制限の禁止 (5 条 4 項)

ビジネスユーザーが、ゲートキーパーのコアプラットフォームサービスを利用するか否かに関わらず、当該コアプラットフォームサービスまたは他の供給経路を通じて獲得したエンドユーザーに対して、異なる取引条件も含めた連絡や宣伝を行い、エンドユーザーと契約を締結することを無償で許可しなければならない。

- エンドユーザーによるアクセス・利用の許可 (5 条 5 項)

エンドユーザーがビジネスユーザーのソフトウェアアプリケーションを使用して、コアプラットフォームサービスを通じてコンテンツ、サブスクリプション、機能またはその他のアイテム (当該ゲートキーパーのコアプラットフォームサービスを利用せずに取得した場合を含む。) にアクセスし利用することを許可しなければならない。

- 公的機関への異議申し立て制限の禁止 (5 条 6 項)

ビジネスユーザーまたはエンドユーザーが、ゲートキーパーによる EU 法または国内法の不遵守について、公的機関 (国内裁判所を含む。) へ当該不遵守に係る異議を申し立てることを直接または間接に阻止または制限してはならない¹⁹⁾。

- ゲートキーパーが供給する付属サービスの利用強制の禁止 (5 条 7 項)

ビジネスユーザーが当該ゲートキーパーのコアプラットフォームサービスを利用して供給するサービスと関連した当該ゲートキーパーの識別認証サービス、ウェブブラウザエンジン、決済サービス、またはアプリ内課金の決済システムなど決済サービスの提供を支援する

19) ビジネスユーザーとゲートキーパーが、適法な紛争処理メカニズムの使用条件を契約書に定める権利を損なうものではない (5 条 6 項第 2 文)。

技術サービスについて、エンドユーザーによる利用またはビジネスユーザーによる利用、提供もしくは相互運用を要求してはならない。

- 他のコアプラットフォームサービスの利用強制の禁止 (5 条 8 項)
ビジネスユーザーまたはエンドユーザーに対して、3 条 9 項に基づき指定決定されたコアプラットフォームサービスの利用、アクセス、サインアップまたは登録の条件として、3 条 2 項 (b) の閾値を満たす他のコアプラットフォームサービスへの加入または登録を要求してはならない。

- 広告主に対する情報提供 (5 条 9 項)

オンライン広告サービスの供給先である広告主または広告主が認めた第三者に対し、広告主の求めに応じて、広告主が掲載するそれぞれの広告について、以下の情報を毎日無料で提供しなければならない。

- ゲートキーパーが供給する当該オンライン広告サービスのそれぞれについて、当該広告主が支払った価格及び手数料 (控除額及び割増金を含む)

- パブリッシャーがその同意に基づき受け取る報酬 (控除額及び割増金を含む)

- 価格、手数料及び報酬の算定基準

- パブリッシャーに対する情報提供 (5 条 10 項)

オンライン広告サービスの供給先であるパブリッシャーまたはパブリッシャーが認めた第三者に対し、パブリッシャーの求めに応じて、パブリッシャーのインベントリーに表示されるそれぞれの広告に関する以下の情報を毎日無料で提供しなければならない。

- ゲートキーパーが供給する当該オンライン広告サービスのそれぞれについて、パブリッシャーが受け取った報酬及び手数料 (控除額及び割増金を含む)

- 広告主の同意に基づき広告主が支払った価格 (控除額及び割増金

を含む)

■ 価格、手数料及び報酬の算定基準

② 6条所定の義務

ゲートキーパーの指定を受けたコアプラットフォームサービスの供給事業者は、欧州委員会が当該指定の際に列挙したコアプラットフォームサービスについて以下の義務も負うが²⁰⁾、その具体的な遵守方法は欧州委員会がゲートキーパーの一定の関与の下で定めることができる²¹⁾。

○ ビジネスユーザーとの競争における非公開データの利用禁止 (6条2項)

ビジネスユーザーとの競争において、ビジネスユーザーがコアプラットフォームサービスまたは当該コアプラットフォームサービスとともにもしくはそのサポートとして供給されるサービスを通じて生成または提供される非公開データ (ビジネスユーザーの顧客が生成または提供するものを含む。) を使用してはならない。

○ ソフトウェアアプリケーションのアンインストールの容易化、オペレーションシステム等のデフォルト設定の変更の容易化 (6条3項)

■ エンドユーザーがゲートキーパーのオペレーティングシステムからソフトウェアアプリケーションを容易にアンインストールできるようにし、それを技術的に可能なものとしなければならない (オペレーティングシステムまたはデバイスの機能にとって不可欠であり、第三者が技術的にスタンドアローンで提供できないソフトウェアアプリケーションである場合を除く)。

■ ゲートキーパーの供給する商品やサービスへエンドユーザーを誘導するオペレーティングシステム、バーチャルアシスタント、ウェブブラウザについて、エンドユーザーが初期設定を容易に変更できるようにし、それを技術的に可能なものとしなければならない。

20) 6条1項。

21) 8条2項～7項。

- ソフトウェアアプリケーションまたはソフトウェアアプリケーションストアのインストールと有効利用の容易化(6条4項)
 - 第三者のソフトウェアアプリケーションまたはソフトウェアアプリケーションストアのインストールと有効利用について、自社が供給するオペレーティングシステムの使用または相互運用を技術的に可能にし、当該ゲートキーパーのコアプラットフォームサービス以外の手段でそれらのソフトウェアアプリケーションまたはソフトウェアアプリケーションストアへアクセスすることを可能にしなければならない。
 - 適切である場合においては、エンドユーザーがダウンロードした第三者のソフトウェアアプリケーションまたはソフトウェアアプリケーションストアをデフォルトとして設定する自由を妨げてはならない。また、エンドユーザーによる当該設定の容易な変更を技術的に可能なものとしなければならない。
- なお、①第三者のソフトウェアアプリケーションまたはソフトウェアアプリケーションストアが、ゲートキーパーが供給するハードウェアまたはオペレーティングシステムの完全性を危険に晒さないことを保証するために必要な措置を講ずることについて、当該措置が当該ゲートキーパーによって適切に正当化されるのであれば、厳密に必要なかつ適切な範囲において、当該措置を講ずることを妨げられるものではなく、②エンドユーザーが第三者のソフトウェアアプリケーションまたはソフトウェアアプリケーションストアと関連して効果的にセキュリティを保護できるよう、デフォルト設定以外の措置および設定を適用することについて、当該措置及び設定が当該ゲートキーパーによって適切に正当化されるのであれば、厳密に必要なかつ適切な範囲において、当該措置及び設定を行うことを妨げられるものではない。
- ランキング等における自己優遇の禁止(6条5項)

ランキングやインデキシング (indexing)、クローリング (crawling) において、ゲートキーパーが供給するサービスや商品を、第三者の類似したサービスや商品よりも有利に扱ってはならず、ランキング等において透明、公正かつ非差別的な条件を適用しなければならない。

○ ソフトウェア間スイッチングの制限の禁止 (6 条 6 項)

エンドユーザーがゲートキーパーのコアプラットフォームサービスを使用してアクセスする異なるソフトウェアアプリケーションとサービス (インターネットアクセスサービスの選択を含む。) の間における切替及び加入の能力を技術的方法その他の方法で制限してはならない。

○ 相互運用性の確保 (6 条 7 項)

■ サービスまたはハードウェアの供給者に対し、ゲートキーパーが 3 条 9 項に基づき指定決定されたオペレーティングシステムまたはバーチャルアシスタントを通じてアクセスまたは制御するハードウェア及びソフトウェアの機能について、これらと同一のハードウェア及びソフトウェアの機能に係る有効な相互運用性及び相互運用性を目的としたアクセスを無償で認めなければならない。

■ コアプラットフォームサービスまたは当該コアプラットフォームサービスとともにもしくはそのサポートとして供給されるサービスのビジネスユーザー及び代替プロバイダーに対し、ゲートキーパーが当該サービスを供給する際に利用可能または利用するオペレーティングシステム、ハードウェアまたはソフトウェアの機能について、当該機能がオペレーティングシステムの一部であるか否かにかかわらず、当該ビジネスユーザー及び代替プロバイダーが供給する当該サービスに対して有効な相互運用性及び相互運用性を目的としたアクセスを無償で認めなければならない。

■ なお、前記の義務と関連して、相互運用性が自社の供給するオペ

レーティングシステム、バーチャルアシスタント、ハードウェアまたはソフトウェアの機能の完全性を損なわないことを保証するために厳密に必要なかつ適切な措置を取ることは、当該措置が当該ゲートキーパーによって適切に正当化されるのであれば、これを妨げられるものではない。

○ パフォーマンス測定ツールの提供 (6 条 8 項)

広告主及びパブリッシャー並びに広告主及びパブリッシャーから権限を与えられた第三者に対し、その求めに応じて、ゲートキーパーのパフォーマンス測定ツールへのアクセス並びに広告主及びパブリッシャーが広告インベントリーの独自の検証を行うために必要なデータ(集合体データ及び非集合体データを含む。)を無償で提供しなければならない。当該データは、広告主及びパブリッシャーが独自の検証及び測定ツールを実行し、ゲートキーパーが供給するコアプラットフォームサービスの性能を評価できる方法で提供されなければならない。

○ データポータビリティの確保 (6 条 9 項)

エンドユーザー及びエンドユーザーから権限を与えられた第三者に対し、その求めに応じて、無償で、当該エンドユーザーが提供したデータの有効なポータビリティまたは当該エンドユーザーがコアプラットフォームサービスの利用過程で生成したデータの有効なポータビリティを無償で提供しなければならない。このことは、そのようなデータのポータビリティの有効な行使を促進するツールの無償提供並びにそのようなデータへの連続したリアルタイムのアクセスを含むものとする。

○ データへのアクセス及び利用 (6 条 10 項)

ビジネスユーザー及びビジネスユーザーから権限を与えられた第三者に対し、その求めに応じて、無償で、当該ビジネスユーザーが供給するコアプラットフォームサービスまたは当該コアプラットフォーム

ムサービスとともにもしくはそのサポートとして供給されるサービスの利用過程で提供または生成される集合体データ及び非集合体データ（個人データを含む。）並びにエンドユーザーが当該ビジネスユーザーの供給する商品またはサービスの利用過程で提供または生成する集合体データ及び非集合体データ（個人データを含む。）について、それらのデータへの効果的で高品質で連続したリアルタイムのアクセス及び利用を認めなければならない。個人データについては、ゲートキーパーは、当該ビジネスユーザーが当該コアプラットフォームサービスを通じて供給する商品またはサービスに関してエンドユーザーの使用に直接関連し、かつエンドユーザーが同意する場合に限り、個人データへのアクセスおよび使用を提供しなければならない。

○ 検索関連データへの FRAND 条件によるアクセス（6 条 11 項）

オンライン検索エンジンを供給する第三者に対し、その求めに応じて、エンドユーザーが当該オンライン検索エンジンで生成した無料及び有料の検索に関するランキング、クエリー、クリック及びビューデータへのアクセスを公正かつ合理的で非差別的な条件で提供しなければならない。個人データを構成する当該クエリー、クリック及びビューデータは匿名化されなければならない。

○ アプリストア等へのアクセスに関する FRAND 条件の適用（6 条 12 項）

ソフトウェアアプリケーションストア、オンライン検索エンジン及びオンラインソーシャルネットワーキングサービスへのビジネスユーザーによるアクセスについて、公正かつ合理的で非差別的な一般条件を適用しなければならない。

○ 契約解除に係る不当な条件の禁止（6 条 13 項）

コアプラットフォームサービスの供給の終了に係る一般条件を不当なものとはならず、供給終了の条件が過度の困難なく行使できることを保証しなければならない。

③ 7 条所定の義務

ゲートキーパーの指定を受けた者が番号非依存型個人間コミュニケーションサービスの供給事業者である場合、当該事業者は以下の義務も負うが²²⁾、その具体的な遵守方法は欧州委員会がゲートキーパーの一定の関与の下で定めることができる²³⁾。また、相互運用を可能なものとすべき対象は、番号非依存型個人間コミュニケーションの基本機能に限定されており、相互運用を可能なものとすべき基本機能の範囲については、指定決定の時点・2 年後・4 年後という 3 段階で拡大されることとなっている²⁴⁾。

○ メッセージングサービスの相互運用 (7 条 1 項)

EU 域内で番号非依存型個人間コミュニケーションサービスを供給または供給しようとする他の事業者からの求めに応じて、無償で、両者のサービス間の相互運用性を促進する上で必要な技術インターフェイスまたはそれと同様のソリューションを提供することにより、自社が供給する番号非依存型個人間コミュニケーションサービスの基本機能との相互運用を可能なものとしなければならない。

○ セキュリティレベルの維持 (7 条 3 項)

ゲートキーパーがエンドユーザーへ提供するセキュリティのレベルは、それが適切である場合、相互運用が可能なサービス全体について維持されなければならない。

○ 技術的詳細と一般的な取引条件を定めたレファレンスオファーの公表 (7 条 4 項)

番号非依存型個人間コミュニケーションサービスとの相互運用性に関する技術的詳細と一般的な取引条件を定めたレファレンスオファー(セキュリティレベルと直接の暗号化に関する必要な詳細を含む。)を公表し、必要に応じて更新しなければならない。

22) 7 条 1 項。

23) 8 条 2 項～7 項。

24) 7 条 2 項。

○ 相互運用性に係る個人データの収集・交換 (7 条 8 項)

効果的な相互運用性を提供する上で厳密に必要なエンドユーザーの個人データのみを収集し、相互運用性のリクエストを行う番号非依存型個人間コミュニケーションサービスのプロバイダーと当該個人データを交換しなければならない。

④ 企業結合に関する義務

ゲートキーパーは、規則 (EC) 139/2004 第 3 条に定められた企業結合を意図し、当該企業結合計画の当事者または対象者がコアプラットフォームサービスその他のデジタル分野におけるサービスを提供する場合、またはそれらの当事者もしくは対象者がデータの収集を可能とする場合、同規則に基づく欧州委員会への届出または加盟国の企業結合規則による国内競争当局への届出の要件を充たすか否かを問わず、欧州委員会へ当該企業結合の計画を届け出なければならない²⁵⁾。また、欧州委員会は、ゲートキーパーが届け出た情報を加盟国の競争当局へ通知し、ゲートキーパーから受領した企業結合のリストを毎年公表しなければならない²⁶⁾。

⑤ 監査の義務

ゲートキーパーは、ゲートキーパーの指定を受けてから 6 か月以内に、自社が供給するコアプラットフォームサービスに適用される消費者プロファイリングに係る技術について、独立監査済みの説明書を欧州委員会へ提出しなければならないほか²⁷⁾、当該説明書の概要を公開し、少なくとも年 1 回、当該概要を更新しなければならない²⁸⁾。

(3) 執行

本規則は基本的に欧州委員会が執行するものである。加盟国は、本規則

25) 14 条 1 項。

26) 14 条 4 項。

27) 欧州委員会は、欧州データ保護委員会へ当該説明書を送付する (15 条 1 項)。

28) 15 条 3 項。

の範囲外の事項に関して、コアプラットフォームサービスの供給事業者であるか否かを問わず、事業者に対して義務を課すことを妨げられるものではないが、当該義務は、EU 法に適合したものであって、当該事業者が本規則に定められたゲートキーパーの地位を有するという事実に由来するものであってはならない(1 条 5 項)。

また、本規則は、TFEU 101 条及び 102 条の適用を妨げるものではないほか、①反競争的協定、事業者団体による決定、事業者間の協調的行為、市場支配的地位の濫用を禁止する加盟国の競争法、②ゲートキーパー以外の事業者に適用される限りにおいて、またはゲートキーパーにさらなる義務を課すことになる限りにおいて、他の形態の一方的行為を禁止する加盟国の競争法、③規則 (EC) 139/2004²⁹⁾ 及び合併審査に関する加盟国の規則の適用を妨げるものでもない(1 条 6 項)。

① 市場調査 (16～19 条)

欧州委員会が 17～19 条に基づく決定の採択に向けて市場調査を実施しようとする場合、市場調査の開始の決定を採択しなければならない(16 条 1 項)。

○ ゲートキーパーの指定のための市場調査 (17 条)

3 条 8 項に基づきコアプラットフォームサービスの供給事業者をゲートキーパーとして指定すべきかどうかを検討するため、または 3 条 9 項に基づき指定決定に記載されるべきコアプラットフォームサービスを特定するため、市場調査を実施することができる。

○ 組織的な規則違反に関する市場調査 (18 条)

■ ゲートキーパーによる組織的な規則違反があるかどうかを調査する目的で、市場調査を実施することができる。ゲートキーパーが 5 条～7 条に定められた義務の 1 つ以上に組織的に違反し、3 条 1 項所定の要件との関係でゲートキーパーの地位を維持、強化また

29) 規則 (EC) No139/2004 (企業結合規則)。

は拡大していることが判明した場合、本規則の効果的な遵守を確保するために適切かつ必要となる行為措置または構造措置による排除措置を行う実施行為を採択できる (1 項)。

- 欧州委員会が本条に基づく決定を行うことを想定して市場調査の実施を決定し、その調査開始決定の採択日から遡って 8 年以内に、ゲートキーパーがコアプラットフォームサービスのいずれかについて 29 条に基づく規則違反の決定を 3 回以上受けていた場合、5 条～7 条に定められた義務に組織的に違反しているものとみなされる (3 項)。

○ 新規のサービス及び行為に関する市場調査 (19 条)

- デジタルセクターにおける 1 つまたは複数のサービスを 2 条 2 項所定のコアプラットフォームサービスのリストに追加すべきかどうかを検討するため、またはコアプラットフォームサービスの競争可能性を制限する行為もしくは本規則が有効に対処していない不正な行為を発見するため、市場調査を実施することができる。当該市場調査に係る評価において、欧州委員会は、デジタル市場に関する TFEU 101 条及び 102 条に基づく手続で得られた関連する結果その他の動向を考慮するものとする (1 項)。
- 欧州委員会は、調査開始日から 18 か月以内に、調査結果の報告書を公表しなければならないほか、欧州議会及び理事会へ当該報告書を提出し、それが適切である場合は次のような文書を添付することができる。
 - (a) 2 条 2 項所定のコアプラットフォームサービスのリストにデジタルセクターのサービスを追加すること、または 3 章に新たな義務を追加することを目的とした本規則の改正に係る立法提案。2 条 2 項所定のコアプラットフォームサービスのリストから既存のサービスを削除すること、または 5 条～7 条から既存の義務を削除することの提案を含むことができる。

(b) 5～6 条に定められた義務に関して本規則を補足する委任行為の草案、または 7 条に定められた 12 条に係る義務に関して本規則を修正または補足する委任行為の草案。

② 調査、執行及び監査の権限 (20～43 条)

欧州委員会は、本規則に基づく職務を遂行するため、事業者等に対する情報提供の要求 (21 条)、自然人または法人に対する事情聴取及び供述録取 (22 条)、事業者等に対する立入検査の権限 (23 条) を有している。また、ゲートキーパーが本規則所定の義務に違反する場合等に係る調査、執行及び監査について、欧州委員会は次のような権限を有している。

○ 暫定措置 (24 条)

ゲートキーパーのビジネスユーザーまたはエンドユーザーに深刻かつ回復不可能な損害が生じるおそれがある緊急事態の場合、欧州委員会は、5 条～7 条所定の義務に対する違反事実の疎明に基づき、ゲートキーパーに対する暫定措置を命じる実施行為を採択することができる。

○ 確約 (25 条)

ゲートキーパーの組織的な規則違反に係る市場調査において、当該ゲートキーパーが、5～7 条所定の義務の遵守を確保するため、当該事案に係るコアプラットフォームサービスについて確約を申し出た場合、欧州委員会は、当該確約に法的拘束力を持たせる実施行為を採択し、さらなる措置を講じないことを宣言することができる。

○ 制裁金 (30 条)

■ ゲートキーパーが、故意または過失により、5～7 条所定の義務、欧州委員会によって指定された 6～7 条所定の義務の遵守に関する措置 (8 条 2 項)、5～7 条所定の義務の組織的違反に対して課される排除措置 (18 条 1 項)、欧州委員会による暫定措置 (24 条)、当該ゲートキーパーが申し出て法的拘束力を有することになった確約 (25 条) を遵守していない場合、直前の会計年度における世

界総売上高の 10% 以下の制裁金を課することができる (1 項)。

■ゲートキーパーが、同一のコアプラットフォームサービスに関して、過去 8 年間に採択された違反決定において認定されたものと同一または類似の 5 条、6 条または 7 条に定める義務を遵守していない場合、直前の会計年度における世界総売上高の 20% 以下の制裁金を課することができる (2 項)。

■ゲートキーパーその他の事業者及び事業者団体が、故意または過失により、本規則所定の一定の義務を遵守しない場合、直前の会計年度における世界総売上高の 1 % 以下の制裁金を課することができる (3 項)。

○ 定期的な違約金 (31 条)

ゲートキーパーその他の事業者及び事業者団体が、本規則所定の一定の義務を遵守しない場合、直前の会計年度における世界総売上高の 5% 以下の違約金を日割り計算で課することができる。

○ 加盟国当局との協力 (37 条)

欧州委員会は、加盟国との間で、本規則所定のゲートキーパーに適用される利用可能な法的手段の首尾一貫した効果的かつ補完的な執行を確保するため、緊密に協力し、その執行行動を調整しなければならないほか、本規則の適用に関するいかなる事項についても協議することができる。

○ 加盟国競争当局との協力及び調整 (38 条)

■欧州委員会と加盟国競争当局は、相互に協力し、欧州競争ネットワーク (ECN) を通じてそれぞれの執行措置を相互に通知し、事実または法律の問題に関するあらゆる情報を相互に提供する (1 項)。

■加盟国競争当局は、国内法に基づきゲートキーパーに関する調査を開始しようとする場合、当該調査の開始前または開始後直ちに、当初の正式な調査について欧州委員会へ書面で通知する。通知さ

れた情報は、他の加盟国競争当局にも提供することができる(2項)。

- 加盟国競争当局は、国内法に基づきゲートキーパーに義務を課そうとする場合、その採択の30日前までに、欧州委員会へ当該措置の理由を記載した草案を通知する。暫定措置の場合、当該の加盟国競争当局は、可及的速やかに、遅くとも当該措置の採択直後に、欧州委員会へ想定される措置の草案を通知する。通知された情報は、他の加盟国競争当局にも提供することができる(3項)。
- 2～3項所定の情報提供のメカニズムは、加盟国の企業結合規則に基づき行われることが想定される決定には適用されない(4項)。
- 加盟国競争当局に対し、本規則に基づく市場調査を支援するよう要請することができる(6項)。
- 加盟国競争当局は、当該加盟国の競争法が権限及び調査権を定めている場合、その職権に基づき、当該加盟国の領域における5～7条所定の義務の違反に係る調査を実施することができ、当該の加盟国競争当局は当初の正式な調査を開始する前に欧州委員会へ書面で通知する(7項)。

○ 加盟国裁判所との協力(39条)

- 本規則の適用に関する手続において、加盟国裁判所は、欧州委員会に対し、その保有する情報または本規則の適用に関する問題について意見を求めることができる(1項)。加盟国は、本規則の適用について決定した加盟国裁判所の判決文の写しを欧州委員会へ送付する(2項)。欧州委員会は、本規則の一貫した適用が必要とされる場合、その職権に基づき、加盟国裁判所へ書面で意見を提出することができ、意見提出の目的に限り、当該事件の評価に必要な文書を送付等するよう要請することができる(3～4項)。
- 加盟国裁判所は、欧州委員会が本規則に基づき採択した決定に反する決定を行ってはならず、欧州委員会が本規則に基づき開始し

た手続で予定している決定に抵触するような決定を行うことも避けなければならない。なお、加盟国裁判所が TFEU 267 条に基づき先行判決を要求する可能性を損なうものではない (5 項)。

○ ハイレベルグループ (40 条)³⁰⁾

- 欧州電子通信規制者団体 (BEREC)、欧州データ保護監督官 (EDPS) 及び欧州データ保護委員会 (EDPB)、欧州競争ネットワーク (ECN)、消費者保護協力ネットワーク (Consumer Protection Cooperation Network, CPCN) 及び欧州視聴覚メディア規制当局グループ (European Regulatory Group of Audiovisual Media Regulators) で構成され (2 項)、欧州委員会が議長を務める (4 項)。
- ハイレベルグループは欧州委員会へ、①本規則の実施または執行に係る一般的な事柄と関連した専門知識の範囲における助言及び勧告、②異なる規制手段における一貫した取り組みを促進する助言及び専門知識の提供を行う (5 項)。
- ハイレベルグループを構成する加盟国当局が適用する分野別法規と本規則との間における現在及び将来の相互作用を特定し評価するとともに、当該評価を提示し潜在的な規制横断の問題を特定した年次報告書を欧州委員会へ提出することができる (6 項)。
- 新規のサービス及び行為に関する市場調査 (19 条) において、本規則の修正、追加または削除の必要性について欧州委員会へ専門知識を提供することができる (7 項)。

3. デジタル市場法 (全訳)

本規則の翻訳にあたって、次のとおりの編集等を行っていることに注意されたい。

- 本稿の脚注番号は本規則のそれと一致しないため、本規則の脚注番

30) 2023 年 3 月 23 日、欧州委員会決定 (C (2023) 1833) により、各団体選出の 30 名の代表者で構成されるハイレベルグループが設立された。

号は「FN1」(脚注1の意)のように表記している。

- 本文または脚注で挙げられている規則、指令、文献や判例の英語表記は、本規則の記載のままとしている一方、脚注における説明文等は翻訳の対象としている。

欧州議会及び欧州連合理事会は、
欧州連合の機能に関する条約、特にその第114条に鑑み、
欧州委員会の提案を鑑み、
加盟国の議会へ立法案を送付した後、
欧州経済社会委員会の意見に鑑み³¹⁾、
地域委員会の意見に鑑み³²⁾、
通常の立法手続に従って審議し³³⁾、
以下のとおりであるため、本規則を採択する。

前 文

- (1) デジタルサービス全般とオンラインプラットフォームは、経済、特に域内市場において、企業が域内全域の利用者にアクセスできるようにし、国境を越えた取引を促進し、域内の消費者の利益のために域内の多数の事業者にも全く新しいビジネス機会を提供することによって、ますます重要な役割を果たしている。
- (2) 一方、デジタルサービスの中でもコアプラットフォームサービスには、それを供給する事業者が活用できるいくつかの特徴がある。たとえば、ビジネスユーザーやエンドユーザーを増やすための限界費用がほぼゼロになるなど、規模の経済性が非常に高いことが挙げられる。また、コアプラットフォームサービスの特徴として、ネットワーク効果が非

31) FN1: OJ C 286, 16.7.2021, p. 64.

32) FN2: OJ C 440, 29.10.2021, p. 67.

33) FN3: 2022年7月5日の欧州議会意見(官報未掲載)及び2022年7月18日の理事会決定。

常に強いこと、サービスの多面性が多くのビジネスユーザーとエンドユーザーを結びつけること、ビジネスユーザーとエンドユーザーの両者の依存度が非常に高いこと、ロックイン効果、エンドユーザーによる同一目的のためのマルチホーミングの欠如、垂直統合、データ駆動型の優位性などが挙げられる。これらの特徴は、コアプラットフォームサービスの供給事業者による不公正な行為と相俟って、コアプラットフォームサービスの競争可能性を大幅に低下させ、供給事業者とそのビジネスユーザー及びエンドユーザーとの間の商業関係の公正さに影響を与えることがある。実際、ビジネスユーザーやエンドユーザーの選択肢を急速かつ広範囲に減少させる可能性があり、そのため、これらのサービスの供給者にいわゆるゲートキーパーの地位を与えることになりかねない。同時に、共同プロジェクトのような非商業的目的で活動するサービスは、本規則の目的に照らして、コアプラットフォームサービスとはみなされないことを認識する必要がある。

- (3) コアプラットフォームサービスを供給する少数の大規模事業者が、本規則に基づくゲートキーパーとして指定要件を充たすような相当な経済力を伴って出現している。一般的に、これらの事業者は、サービスを通じて多くのビジネスユーザーとエンドユーザーを接続する能力を備えており、その結果、大量のデータへのアクセスなどの優位性のある活動領域から別の活動領域へ活用することができる。これらの事業者の中には、デジタル経済のプラットフォームエコシステム全体を掌握しており、既存・新規の市場参加者がいかに革新的・効率的であろうとも、構造的に挑戦・対抗することが極めて困難な者が存在する。殊更、(事業撤退時に回収が不可能又は容易でない) 高い投資コスト、データなどデジタル経済の重要なインプットの不在やアクセスの減少など、非常に高い障壁が新規参入や事業撤退において存在するため、競争可能性が低下している。その結果、基礎となる市場がうまく機能しない、あるいはすぐにうまく機能しなくなる可能性が高くなる。

- (4) ゲートキーパーのこのような特徴の組み合わせは、多くの場合、交渉力の深刻な不均衡を招き、その結果、ゲートキーパーが供給するコアプラットフォームサービスのエンドユーザーはもとより、ビジネスユーザーにとっても不公正な行為や条件となり、デジタルセクターにおける価格、品質、公正競争、選択、イノベーションに不利益を生じさせる可能性がある。
- (5) その結果、市場プロセスはしばしば、コアプラットフォームサービスに関して公正な経済的成果を確保することができない。TFEU 第 101 条及び第 102 条はゲートキーパーの行為に適用されるが、これらの規定の適用範囲は、たとえば、特定の市場における支配や反競争の行為という市場力に係る一定の事案に限られており、法執行は事後的に行われ、ケースバイケースで、しばしば非常に複雑な事実の広範囲にわたる調査を要求される。さらに、既存の EU 法は、競争法上必ずしも支配的ではないゲートキーパーの行為によってもたらされる域内市場の有効な機能に対する挑戦に対処しておらず、また効果的に対処していない。
- (6) ゲートキーパーは域内市場に大きな影響を与え、多数のビジネスユーザーが域内のあらゆる場所や異なる市場のエンドユーザーに到達するためのゲートウェイを提供している。不公正な行為が域内市場に与える悪影響のほか、コアプラットフォームサービスの競争可能性が特に弱いことなどから、各国の立法者や事業分野ごとの規制当局が行動を起こすようになっている。不公正な行為とデジタルサービスの競争可能性に対処するため、あるいは、少なくともその一部に関して、多くの規制的解決策がすでに加盟国レベルで採用されたり提案されたりしている。このことは、多様な規制的解決策を生み出し、域内市場の断片化を招き、その結果、加盟各国の規制要件の違いによるコンプライアンスコストの増加のリスクを高めている。
- (7) したがって、本規則の目的は、一般的にデジタルセクターの市場、特

にゲートキーパーによって供給されるコアプラットフォームサービスのビジネスユーザーとエンドユーザーのために、競争可能性と公正性を確保するルールを定めることによって、域内市場の適切な機能に貢献することである。ゲートキーパーによって供給されるコアプラットフォームサービスのビジネスユーザーとエンドユーザーは、EU 域内の国境を越えたビジネスを促進するために、ゲートキーパーの不公平な行為に対して、EU 全体で適切な規制上のセーフガードを与えられるべきであり、これにより、域内市場の適切な機能を向上させ、本規則が対象とする特定の分野における既存のあるいは新たに生じる可能性のある断片化を排除する。さらに、ゲートキーパーは、グローバルまたは少なくとも欧州全域でビジネスモデルやアルゴリズム構造を採用する傾向があるが、加盟国ごとに異なる取引条件や行為を採用することができ、場合によっては採用していることもあり、ゲートキーパーが供給するコアプラットフォームサービスの利用者の競争条件に格差を生じさせ、域内市場の統合に不利益を与える可能性がある。

- (8) 加盟国間で異なる国内法を近似させることにより、域内市場において小売サービスを含むサービスを提供・受領する自由を阻害するものを排除することが可能である。したがって、EU 経済全体、延いては EU 域内の消費者の利益のために、域内市場におけるゲートキーパーの存在を特徴とした競争可能で公正なデジタル市場を確保するために、調和された一連の法的義務を EU レベルで確立すべきである。
- (9) 域内市場の断片化は、加盟国が本規則の範囲内にあって本規則と同じ目的を追求する国内規則の適用を阻止された場合にのみ、効果的に回避することができる。ただし、TFEU に規定されている他の正当な公益目的を追求する国内規則や、欧州司法裁判所の判例法で認められている優先的な公益理由を追求する国内規則を、本規則が意味するところのゲートキーパーに適用する可能性を排除するものではない。
- (10) 同時に、本規則は、競争法の執行を補完することを目的としているた

め、TFEU 第 101 条及び第 102 条並びにこれらに対応する加盟国競争法、市場における地位と行為に関する個別の評価(実際のまたは潜在的な影響並びに禁止される行為の正確な範囲を含む)に基づき適用される加盟国競争法の規定であって、事業者が当該行為に関する効率性及び客観的な正当化事由を主張することが許されている単独行為に関するもの、並びに合併規制に係る加盟国の規則を損なうことなく適用されなければならない。ただし、これらの法令の適用は、本規則に定められたゲートキーパーの義務並びに当該義務の域内市場における均一かつ効果的な適用に影響を及ぼしてはならない。

- (11) TFEU 第 101 条及び第 102 条並びに非競争的な多国間の一方的行為及び合併規制に関する加盟国の競争法は、市場における歪みのない競争の保護を目的としている。本規則は、競争法の用語で定義されるところの関連市場における歪みのない競争の保護という目的を補完するが、それとは異なる目的を追求している。当該目的は、ゲートキーパーの存在する市場が、本規則の対象となる特定のゲートキーパーの行為が特定の市場の競争に及ぼす実際の、潜在的なまたは推定的な影響とは別に、競争可能かつ公正であり続けるようにすることである。したがって、本規則は、競争法が保護するものとは異なる法益を保護することを目的としており、競争法の適用を妨げることなく適用されるべきものである。

- (12) 本規則はまた、本規則の対象となるサービスの供給に係る特定の側面を規律する EU 法の適用、殊更、規則 (EU) 2016/679³⁴⁾ 及び (EU) 2019/1150³⁵⁾、デジタルサービスの単一市場に関する規則、指令

34) FN4: 個人データの処理に関する自然人の保護及び当該データの自由な移動に関する 2016 年 4 月 27 日の規則 (EU) 2016/679。指令 95/46/EC (EU データ保護指令) を廃止する (OJ L 119, 4.5.2016, p.1)。

35) FN5: オンライン仲介サービスのビジネスユーザーのための公正さと透明性の促進に関する 2019 年 6 月 20 日の規則 (EU) 2019/1150 (OJ L 186, 11.7.2019, p.57)。

2002/58/EC³⁶⁾、2005/29/EC³⁷⁾、2010/13/EU³⁸⁾、(EU) 2015/2366³⁹⁾、(EU) 2019/790⁴⁰⁾ 及び (EU) 2019/882⁴¹⁾、並びに理事会指令 93/13/EEC⁴²⁾、その他これらの EU 法の適用を執行または施行することを目的とした加盟国の規則を損なうことなく適用されなければならない。

- (13) デジタルセクターにおける競争可能性の弱さや不公正な行為は、特定のデジタルサービスにおいて、他のサービスよりも頻繁かつ顕著に見られる。殊更、ビジネスユーザーとエンドユーザーの間を直接的に仲介する、広く一般に利用されているデジタルサービスでは、極めて高い規模の経済性、非常に強いネットワーク効果、サービスの多面性によって多くの企業ユーザーと多くのエンドユーザーを結びつける能力、ロックイン効果、マルチホーミングや垂直統合の欠如などの特徴が最も広く見受けられる。多くの場合、デジタルサービスを供給しているのは、1 社又はごく少数の大規模事業者である。これらの事業者は、ビ

36) FN6: 電子通信分野における個人データの処理及びプライバシーの保護に関する 2002 年 7 月 12 日の指令 2002/58/EC (OJ L 201, 31.7.2002, p.37)。

37) FN7: 域内市場における企業対消費者の不公正な商慣習に関する 2005 年 5 月 11 日の指令 2005/29/EC、理事会指令 84/450/EEC、指令 97/7/EC、98/27/EC、2002/65/EC 並びに規則 (EC) 2006/2004 (「不公正な商慣習に関する指令」) の修正 (OJ L 149, 11.6.2005, p.22)。

38) FN8: 視聴覚メディアサービスの供給に関して加盟国の法律、規則又は行政措置によって定められた特定の規定の調整に関する 2010 年 3 月 10 日の指令 2010/13/EU (視聴覚メディアサービス指令) (OJ L 95, 15.4.2010, p. 1)。

39) FN9: 域内市場における決済サービスに関する 2015 年 11 月 25 日の指令 (EU) 2015/2366。指令 2002/65/EC、2009/110/EC 及び 2013/36/EU 並びに規則 (EU) 1093/2010 を改正し、指令 2007/64/EC を廃止する (OJ L 337, 23.12.2015, p. 35)。

40) FN10: デジタル単一市場における著作権及び関連する権利に関する 2019 年 4 月 17 日の指令 (EU) 2019/790 並びに指令 96/9/EC 及び 2001/29/EC の改正 (OJ L 130, 17.5.2019, p.92)。

41) FN11: 商品及びサービスのアクセシビリティ要件に関する 2019 年 4 月 17 日の指令 (EU) 2019/882 (OJ L 151, 7.6.2019, p.70)。

42) FN12: 消費者契約における不当な条項に関する 1993 年 4 月 5 日の指令 93/13/EEC (OJ L 95, 21.4.1993, p.29)。

ビジネスユーザーとエンドユーザーのゲートキーパーとして最も頻繁に出現し、広範囲に影響を及ぼしている。殊更、ビジネスユーザーやエンドユーザーに対して一方的かつ不利益な取引条件を容易に設定する能力を獲得している。したがって、ビジネスユーザーやエンドユーザーによって最も広く利用されており、域内市場の観点からみて、競争可能性の弱さやゲートキーパーによる不公正な行為に対する懸念がより明白で差し迫ったデジタルサービスのみに焦点を当てる必要がある。

- (14) 特にオンライン仲介サービス、オンライン検索エンジン、オペレーティングシステム、オンラインソーシャルネットワーキングサービス、動画共有プラットフォームサービス、番号非依存型人間間コミュニケーションサービス、クラウドコンピューティングサービス、バーチャルアシスタント、ウェブブラウザ、広告仲介サービスを含むオンライン広告サービスは、いずれも多数のエンドユーザーやビジネスユーザーに影響を与える能力があり、不公正な取引を行うリスクを伴っている。したがって、これらはコアプラットフォームサービスの定義に含まれ、本規則の適用範囲とされるべきである。オンライン仲介サービスは、金融サービスの分野でも活動することができ、指令(EU) 2015/1535の附属書Ⅱに非網羅的に列挙されているようなサービスを仲介したり供給したりするために使用することができる⁴³⁾。本規則の目的上、コアプラットフォームサービスの定義は技術的に中立なものであるべきであり、コネクテッドTVや自動車に組み込まれたデジタルサービスなど、様々な手段やデバイス又はそれらを通じて供給されるものを包含するものと理解されるべきである。特定の状況では、エンドユーザーの概念は、伝統的にビジネスユーザーとみなされるユーザーを含むべ

43) FN13: 技術的規制の分野における情報提供関係手続並びに情報社会サービスに関する規則を定めた2015年9月9日の指令(EU) 2015/1535 (OJ L 241, 17.9.2015, p. 1)。

きであるが、個別に見たときには、たとえば、自身の目的のためにクラウドコンピューティングサービスに依存する企業のように、他のエンドユーザーに商品やサービスを供給するためにコアプラットフォームサービスを使用しないユーザーを指す。

- (15) デジタルサービスがコアプラットフォームサービスに該当するという事実は、それ自体では、競争可能性や不公正な行為に関する十分に深刻な懸念を生じさせるものではない。コアプラットフォームサービスが重要なゲートウェイを構成し、域内市場に大きな影響を与え、かつ、定着した永続的地位を有する事業者によって運営されている場合または近い将来にそのような地位を得ることが予測できる事業者によって運営されている場合のみ、そのような懸念が生じる。したがって、本規則に定められた一連の調和的な規則は、これら3つの客観的基準に基づいて指定された事業者のみに適用されるべきであり、そのコアプラットフォームサービスのうち、ビジネスユーザーがエンドユーザーに到達するための重要なゲートウェイを個別に構成するもののみに適用されるべきである。コアプラットフォームサービスの供給事業者が、ビジネスユーザーとエンドユーザーの間を仲介するだけでなく、たとえば、番号非依存型個人間コミュニケーションサービスのように、エンドユーザー同士を仲介する可能性があるという事実は、当該事業者がビジネスユーザーにとってエンドユーザーに到達するための重要なゲートウェイである、またはありうるという結論を排除してはならない。

- (16) これらの客観的要件を満たす可能性が最も高く、競争可能性を弱める不公正な行為が最も蔓延し、最も大きな影響を及ぼすコアプラットフォームサービスの供給事業者に本規則を効果的に適用するため、欧州委員会は、一定の量的基準を満たすコアプラットフォームサービスの供給事業者をゲートキーパーとして直接指定することができなければならない。このような事業者は、本規則の施行後直ちに開始されるべき

迅速な指定プロセスの対象となるべきである。

- (17) 事業者が EU 域内で非常に大きな売上高を有しており、少なくとも 3 つの加盟国でコアプラットフォームサービスを供給しているという事実は、当該事業者が域内市場に大きな影響を与えることを示す有力な証拠となる。このことは、少なくとも 3 つの加盟国でコアプラットフォームサービスを供給する事業者が、非常に大きな時価総額または同等の公正な市場価値を有する場合も同様である。したがって、コアプラットフォームサービスの供給事業者は、少なくとも 3 つの加盟国でコアプラットフォームサービスを供給し、EU 域内のグループ売上高が特定の高い閾値と同等以上である場合、または、グループの時価総額が特定の高い絶対値と同等以上である場合、域内市場に大きな影響を及ぼすと推定される必要がある。コアプラットフォームサービスを供給する非上場企業については、同等の公正な市場価値を基準として用いる必要がある。欧州委員会は、委任行為の採択権限を用いて、その価値を計算するための客観的方法を開発することが可能であるべきである。

コアプラットフォームサービスの EU 域内におけるユーザーの閾値と関連して EU 域内で実現した高いグループ売上高は、それらのユーザーを収益源とする比較的強い能力を反映している。同一のユーザー閾値と比較して時価総額が高い場合、近い将来にこれらのユーザーを収益源とする可能性が比較的大きいことを反映している。この収益化の可能性は、原則として、当該事業者のゲートウェイの地位を反映している。さらに、両指標は、金融市場へのアクセスを活用してその地位を強化する能力を含めて、当該事業者の財務能力を反映している。たとえば、その優れたアクセス能力を利用して他の事業者を買収することが可能であり、このような能力はイノベーションに悪影響を及ぼす可能性があることが示されている。また、時価総額は、現在の売上高が潜在的に比較的少ない場合であっても、当該事業者の将来的な地位と

域内市場への影響を反映することができる。時価総額は、適切な期間におけるEUの最大手上場企業の平均時価総額を反映した水準に基づくべきである。

- (18) 直近の会計年度の時価総額が基準値以上であれば、コアプラットフォームサービスの供給事業者が域内市場に大きな影響を与えると推定されるが、3年以上にわたって基準値以上の時価総額を維持している場合はその推定が強く働くと考えるべきである。
- (19) 他方、コアプラットフォームサービスの供給事業者が域内市場に重大な影響を及ぼすとみなされるべきかどうかを判断する際に、詳細な評価を必要とする時価総額に関する多数の要因があり得る。過去の会計年度におけるコアプラットフォームサービスの供給事業者の時価総額が基準値よりも著しく低く、観察期間中の時価総額の変動が株式市場全体の変動と比例しない場合または市場動向との比較における時価総額の軌跡が急速かつ一方的な成長と一致しない場合があり得る。
- (20) コアプラットフォームサービスに依存するビジネスユーザーの人数が非常に多く、月間アクティブエンドユーザーの人数が非常に多い場合、当該サービスの供給事業者は、ビジネスユーザーの業務の相当な部分に影響を与え、原則として、当該事業者が重要なゲートウェイであることを示している。これらの数値に関するそれぞれの閾値は、エンドユーザーについては域内総人口の実質的割合を表し、ビジネスユーザーについてはコアプラットフォームサービスの利用者総数の実質的割合を表すものとして設定されるべきである。アクティブエンドユーザーとアクティブビジネスユーザーは、問題となる特定のコアプラットフォームサービスの役割と範囲を適切に表すように特定され、計算される必要がある。ゲートキーパーに法的確実性を提供するため、コアプラットフォームサービスごとのアクティブエンドユーザーとアクティブビジネスユーザーの人数を決定するための要素は、本規則の附属書に記載される必要がある。このような要素は、技術開発その他の発展

によって影響を受ける可能性がある。したがって、欧州委員会は、アクティブエンドユーザーとアクティブビジネスユーザーの人数を決定するために使用する方法と指標のリストを更新することで本規則を改正するために、委任行為の採択権限を有するべきである。

- (21) 事業運営上の定着した永続的地位または将来的にそのような地位を享受することが予測される場合とは、殊更、コアプラットフォームサービスの供給事業者の地位の競争可能性が限定されている場合に発生する。これは、事業者が少なくとも3年間に亘って、少なくとも3つの加盟国で非常に多くのビジネスユーザーとエンドユーザーへコアプラットフォームサービスを供給してきた場合が該当するであろう。
- (22) このような閾値は、市場や技術の発展によって影響を受ける可能性がある。したがって、欧州委員会は、量的閾値を満たしているか否かの判断方法を規定し、必要に応じて市場や技術の発展に合わせて定期的に調整するための委任行為の採択権限を与えられるべきである。このような委任行為は、本規則に定められた量的閾値を修正すべきものではない。
- (23) コアプラットフォームサービスの供給事業者は、例外的に、本規則に定められた量的閾値を充たしているが、ゲートキーパーとしての指定要件を充たしていないことを証明することにより、当該事業者が域内市場に重大な影響を与えるという推定を覆すことが許されるべきである。量的閾値の充足に由来した推定が適用されるべきでないという証拠を提出する責任は、当該事業者が負うべきである。提出された証拠と議論の評価において、欧州委員会は、量的基準に直接関連する要素、すなわち、コアプラットフォームサービスの供給事業者が収益や時価総額を超えて域内市場に与える影響(絶対的規模や参入済みの加盟国数など)、実際のビジネスユーザーとエンドユーザーの人数が閾値をどの程度超えているのか、それぞれのコアプラットフォームサービスの活動全体の規模を考慮した当該事業者のコアプラットフォームサービ

スの重要度、閾値を満たしている年数のみを考慮するものとする。

関連市場の画定に立ち入った経済的理由による正当化、コアプラットフォームサービスの供給事業者による特定の種類の行動から生じる効率性を実証しようとする経済的理由による正当化は、ゲートキーパーとしての指定と関連しないため、斥けられるべきである。提出された議論が推定に明白な疑問を投げかけないために十分に立証されていない場合、欧州委員会は指定に与えられた 45 営業日という期限までに議論を拒否することが可能であるべきである。欧州委員会は、コアプラットフォームサービスの供給事業者が欧州委員会の調査措置に従わず調査を妨害した場合、量的閾値に関する入手可能な情報に基づき決定を下すことができるようにすべきである。

- (24) また、域内市場に大きな影響を与え、ビジネスユーザーがエンドユーザーに到達するための重要なゲートウェイとして機能し、事業において定着した永続的地位を享受しているまたは近い将来に享受することが予測されるという全体の客観的要件に照らして、量的閾値のすべてを充たしていないコアプラットフォームサービスの供給事業者のゲートキーパーとしての役割を評価するための規定を設ける必要がある。コアプラットフォームサービスの供給事業者が中堅・中小・零細企業である場合、本規則は中堅・中小・零細企業よりも経済力のある大企業を主に対象としているため、当該事業者がコアプラットフォームサービスの競争可能性を大幅に損ねることができるかどうかを慎重に考慮する必要がある。

- (25) このような評価は、量的閾値を考慮しつつ、市場調査に照らしてのみ行うことができる。欧州委員会は、評価を行う際、技術革新とデジタル商品・サービスの質を維持・促進するという目的、価格がどの程度公正で競争的であるか、ビジネスユーザーやエンドユーザーにとっての品質や選択肢がどの程度高いかまたは高い水準を維持しているかを追求する必要がある。コアプラットフォームサービスの供給事業者に

特有の要素、たとえば、極めて大きな規模の経済性または範囲の経済性、極めて強いネットワーク効果、データ主導の優位性、サービスの多面性によって多くのビジネスユーザーとエンドユーザーを結びつける能力、ロックイン効果、マルチホーミングの欠如、コングロマリット企業構造または垂直統合などが考慮され得る。さらに、非常に高い時価総額、利益に対し非常に高い株式価値の比率、単一のコアプラットフォームサービスのエンドユーザーから得られる非常に高い売上高は、そのような事業のレバレッジの可能性と市場が有利に傾いていることの指標として使用することができる。時価総額とともに、高い相対的成長率は、コアプラットフォームサービスを供給し、定着させ、永続させることが予測される事業者を特定する上で特に関連する動的パラメーターの一例である。欧州委員会は、コアプラットフォームサービスの供給事業者が欧州委員会の調査措置に従わないことによって調査を著しく妨害した場合、入手可能な事実に基づく不利な推定によって決定を下すことが許されるべきである。

- (26) コアプラットフォームサービスの供給事業者が近い将来に定着した永続的地位を獲得することが予測される場合、ルールに関する特定のサブセットを適用する必要がある。コアプラットフォームサービスの供給事業者が、規模や仲介力においてライバルや潜在的競争者に対して一定の優位性を獲得すると、その地位は揺るぎないものとなり、近い将来、その地位が定着し永続する可能性があるところまで状況が進展する可能性がある。事業者は、本規則で規制される不公正な取引条件や行為を用いることにより、このような傾向を誘発し、ゲートキーパーとして台頭しようとする可能性がある。このような状況では、市場が不可逆的に変化する前に介入することが適切であろう。

- (27) しかし、そのような早期の介入は、当該サービスが引き続き競争可能であることを保証し、不公正な取引条件や行為のリスクを回避することを可能にするために必要かつ適切な義務のみを課すことに限定され

るべきである。レバレッジの防止、スイッチングやマルチホーミングの促進など、当該コアプラットフォームサービスの供給事業者が当該事業において定着した永続的地位を獲得することを防止するための義務は、この目的により直接的に向けられたものである。さらに、欧州委員会は、比例性を確保するため、本規則の目的を達成するために必要かつ比例的な義務のみをそのサブセットから適用し、そのような義務が維持、抑制、適応されるべきかどうかを定期的に見直すべきである。

(28) 欧州委員会は、本規則の目的を達成するために必要かつ適切な義務のみを適用することで、検討した措置の比例性を十分に尊重しつつ、時間的・効果的に介入することができるはずである。また、当該サービスの競争可能性と公正性について、実際のまたは潜在的な市場参加者を安心させることができるはずである。

(29) ゲートキーパーは、関連する指定決定で列挙されたコアプラットフォームサービスのそれぞれについて、本規則で定められた義務を遵守しなければならない。当該義務は、それが適切である場合、ゲートキーパーのコングロマリットとしての地位を考慮して適用されるべきである。さらに、欧州委員会は決定によりゲートキーパーに対して実施措置を課すことが許されるべきである。これらの実施措置は、コアプラットフォームサービスの特徴及び起こりうる潜脱行為のリスクを考慮し、比例原則並びに関係事業者及び第三者の基本的権利を遵守した上で、効果的な方法で設計されるべきである。

(30) コアプラットフォームサービスの非常に急速に変化する複雑な技術的性質は、近い将来、その事業において定着した永続的地位を享受すると予測される者を含めて、ゲートキーパーの状況を定期的に見直すことを必要とする。ゲートキーパーを含むすべての市場参加者に適用される法的義務に関して必要な確実性を提供するため、そのような定期的な見直しの期限が必要である。また、このような見直しは定期的に、

少なくとも3年ごとに実施することが重要である。さらに、コアプラットフォームサービスの供給事業者がゲートキーパーとして指定された根拠となる事実のすべての変更が指定決定の修正を必要とするものではないことを明確にすることが重要である。事実関係の変更によって評価も変更される場合にのみ、修正が必要となる。そのような必要の有無は、事実と状況のケースバイケースの評価に基づいて判断されるべきである。

- (31) ゲートキーパーが供給するコアプラットフォームサービスの競争可能性と公正性を保護するために、これらのサービスに関する一連の調和されたルールを明確に曖昧さのない方法で規定することが必要である。このようなルールは、ゲートキーパーの行為から生ずる有害な影響のリスクに対処し、当該サービスのビジネス環境、ユーザー、延いては社会全体の利益となるようにするために必要である。この義務は、デジタルセクターの特徴を考慮した場合、競争可能性を損なう行為もしくはは不正な行為またはその両方とみなされる行為に対応し、ビジネスユーザーやエンドユーザーへ特に好ましくない直接的影響を与えるものである。本規則が規定する義務は、供給されるコアプラットフォームサービスの性質を特に考慮することが可能であるべきである。本規則の義務は、指定決定に記載されたコアプラットフォームサービスのみならず、ゲートキーパーがそのゲートウェイの地位を活用する他のデジタル商品・サービスに関しても競争可能性と公正性を確保すべきであり、それらはしばしばコアプラットフォームサービスと共にまたはそれをサポートするものとして供給される。

- (32) 本規則の目的上、競争可能性は、事業者が効果的に参入と拡大の障壁を克服し、その商品とサービスの有利性でゲートキーパーに挑戦する能力と関連するものでなければならない。ネットワーク効果、規模の経済性、データからの利益など、デジタルセクターのコアプラットフォームサービスの特徴は、これらのサービスや関連するエコシステ

ムの競争可能性を制限してきた。このような弱い競争可能性は、ゲートキーパーとそのビジネスユーザー、潜在的競争者を含む新規参入者や顧客による商品やサービスの革新・改善のインセンティブを低下させ、その結果、より広いオンラインプラットフォーム経済の革新の可能性に好ましくない影響を及ぼす。また、複数のゲートキーパーがコアプラットフォームサービスに存在する場合、デジタルセクターにおけるサービスの競争可能性は制限される可能性がある。したがって、本規則は、参入または拡大の障壁を増加させやすいゲートキーパーによる特定の行為を禁止し、これらの障壁を低下させるであろう一定の義務をゲートキーパーに課すべきである。また、ゲートキーパーの地位がプラットフォーム間の競争が短期的に有効でないほど強固になり、プラットフォーム内の競争を創出または拡大する必要がある場合にも対処する必要がある。

- (33) 本規則の目的上、不公正とは、ゲートキーパーが不相応な優位性を得る場合におけるビジネスユーザーの権利と義務の間の不均衡と関連するものでなければならない。コアプラットフォームサービスのビジネスユーザー並びにコアプラットフォームサービスと共にまたはそのサポートとして供給されるサービスの代替的供給者を含む市場参加者は、自らの革新的活動等から生ずる利益を適切に獲得する能力を有すべきである。ゲートキーパーは、そのゲートウェイの地位と優れた交渉力により、他者が自らの革新的活動等から利益を十分に享受できなくなるような行動を採用し、コアプラットフォームサービス並びにコアプラットフォームサービスと共にまたはそのサポートとして供給されるサービスについて不均衡な利用条件を一方的に設定する可能性がある。このような不均衡は、ゲートキーパーが特定のユーザーグループに特定のサービスを無料で提供するという事実によって排除されるものではなく、特にビジネスユーザーがゲートキーパーの供給するサービスと競争関係にある場合には、ビジネスユーザーの排除や差別によっ

て成立するであろう。したがって、本規則では、このような行為に対処する義務をゲートキーパーに課すべきである。

- (34) 競争可能性と公正性は相互に密接に関連している。あるサービスとの競争可能性が無いまたは低い場合、ゲートキーパーは不公正な行為を採用することができる。同様に、ゲートキーパーによる不公正な行為は、ビジネスユーザー等がゲートキーパーの地位に異議を唱える可能性を低下させるおそれがある。したがって、本規則に定められた特定の義務は、それらの両方の要素に対応するであろう。

- (35) したがって、本規則に定められた義務は、特定の公共政策上の懸念について、当該懸念に対処して同一の結果を効果的に達成するであろう代替的で非制限的な措置がないことを踏まえて、公序良俗を守り、プライバシーを保護し、詐欺的で欺瞞的な商習慣に対抗する必要性を考慮しながら、当該懸念に対処するために必要なものである。

- (36) ゲートキーパーは、エンドユーザーが第三者のウェブサイトやソフトウェアアプリケーションを利用する際に、オンライン広告サービスを供給する目的で、エンドユーザーの個人データを直接収集することがある。また、第三者は、カスタムオーディエンスなど、ゲートキーパーがコアプラットフォームサービスの文脈で提供する特定のサービスを利用するために、ゲートキーパーにエンドユーザーの個人データを提供することもある。オンライン広告サービスを供給する目的で、コアプラットフォームサービスのユーザーである第三者から収集した個人データを処理することは、ゲートキーパーにデータ集積における潜在的優位性を与え、参入障壁を高める。これは、ゲートキーパーが、他の事業者よりも著しく多数の第三者から個人データを収集し処理するためである。同様の優位性は、ゲートキーパーが、(i) コアプラットフォームサービスから収集したエンドユーザーの個人データと他のサービスから収集したデータを組み合わせること、(ii) コアプラットフォームサービスから収集した個人データを自らの別途供給する他のサービ

ス、特に当該コアプラットフォームサービスと共にまたはそのサポートとして供給されることがないサービスとの間で相互利用すること（この逆の場合も同じ。）、または (iii) 個人データを結合し一体化させるためにゲートキーパーの異なるサービスにエンドユーザーをサインインさせるという行為からも生ずる。ゲートキーパーがコアプラットフォームサービスの競争可能性を不当に損なわないようにするため、ゲートキーパーは、コアプラットフォームサービスまたはその特定の機能の利用に係るエンドユーザーの同意を条件とすることなく、エンドユーザーへよりパーソナライズされていない同等の代替手段を提供し、エンドユーザーがゲートキーパーによる個人データの処理及びサインイン慣行へのオプトインを自由に選択できるようにする必要がある。なお、このことは、ゲートキーパーが規則 (EU) 2016/679 第 6 条第 1 項 c～e 号に定められた法的根拠に基づいて個人データを処理したり、サービスにエンドユーザーをサインインさせたりすることを妨げるものであってはならない（同規則の第 6 条第 1 項 b 号・f 号は該当しない。）。

- (37) サービスの品質低下の直接的原因が、ゲートキーパーが個人データを処理できないことまたはサービスにエンドユーザーをサインインさせられないことでない限り、よりパーソナライズされていない代替手段は、ゲートキーパーに同意したエンドユーザーに提供されるサービスと比較して異なるものまたは品質が低下したものであってはならない。エンドユーザーがゲートキーパーに同意しないことは、同意することよりも困難であってはいない。ゲートキーパーが同意を求める場合、エンドユーザーが明示的かつ明確で分かりやすい方法で同意の提供、変更、撤回をできるよう、ユーザーフレンドリーな解決策を積極的に提示する必要がある。殊更、同意は、規則 (EU) 2016/679 で定義されているように、エンドユーザーが自由に提供した、特定の、情報に基づいた、曖昧でない意思表示を確立する明確な肯定的行動または声明によるべきものである。同意を提供する際は、それが適切である場合

に限り、同意の不提供がパーソナライズされたオファーの減少を招く可能性があること、並びに、同意の提供がコアプラットフォームサービスの変更その他いかなる機能の利用制限も生じないことについて、エンドユーザーは告知されるべきである。例外的に、同意がゲートキーパーの供給するコアプラットフォームサービスで直接行うことができない場合、エンドユーザーは、コアプラットフォームサービスのユーザーである第三者のサービスを通じて、ゲートキーパーがオンライン広告サービスを提供する目的で個人データを処理できるよう同意できるようにせねばならない。

最後に、同意の撤回もその提供と同様に容易であるべきである。ゲートキーパーは、エンドユーザーが自由に同意を提供できることを欺いたり、改竄したり、あるいは実質的に歪曲したり、阻害したりするような方法でオンラインインターフェイスを設計、組織、運用すべきでない。殊更、ゲートキーパーは、エンドユーザーが最初に同意を提供しなかったまたは同意を撤回したものと同一個人データの処理目的について、1 年間に何度も同意を提供するよう促すことを許されるべきでない。本規則は、規則（EU）2016/679（その施行枠組みを含む。）を損なうものではなく、当該規則に基づく権利の侵害と関連するデータ主体の請求に対して引き続き完全に適用可能なものである。

- (38) 商業的なコミュニケーションやユーザープロファイルの作成を目的とした個人データの利用の場合は殊更であるが、子どもは個人データに関して特別な保護を受ける必要がある。オンラインにおける子どもの保護は、EU の重要な目的であり、関連する EU 法に反映されるべきである。この文脈では、デジタルサービスの単一市場に関する規則に十分配慮すべきである。本規則のいかなる内容も、関連する EU 法に定められた子どもの保護義務をゲートキーパーに対して免除するものではない。

- (39) 一定の場合、たとえば、ゲートキーパーは、自らが供給するオンライ

ン仲介サービスのビジネスユーザーに対して、契約上の条件等の設定を通じて、他のオンライン仲介サービスやオンライン直販チャンネルを通じて価格その他の有利な条件でエンドユーザーに商品やサービスを提供する能力を制限することが可能である。このような制限が第三者のオンライン仲介サービスに関するものである場合、プラットフォーム間の競争可能性を制限し、その結果、エンドユーザーによる代替のオンライン仲介サービスの選択を制限する。このような制限が消費者向けのオンライン販売チャンネルと関係する場合、ビジネスユーザーが当該チャンネルを利用する自由を不当に制限する。ゲートキーパーが供給するオンライン仲介サービスの利用者である事業者が、代替のオンライン仲介サービスやオンライン直販チャンネルを自由に選択し、エンドユーザーへ商品やサービスを提供する条件を差別化できるよう、ゲートキーパーがそれらの事業者に対して価格その他の取引条件を差別化する選択を制限することは容認されるべきでない。このような制限は、手数料率の引き上げ、ビジネスユーザーが供給する商品・サービスのディリスティング (de-listing) など、同等の効果を持つあらゆる措置に適用されるべきである。

- (40) ゲートキーパーが供給するコアプラットフォームサービスへの依存の強化を予防し、マルチホーミングを促進するため、ゲートキーパーのビジネスユーザーは、ゲートキーパーが供給するコアプラットフォームサービスまたは他のチャンネルを通じて、ビジネスユーザーがすでに獲得したエンドユーザーと交流する目的で、最も適切と考える流通チャンネルを自由に促進・選択することができるべきである。このことは、ビジネスユーザーのソフトウェアアプリケーションを通じたものを含む提供の促進、ビジネスユーザーとエンドユーザーの間におけるあらゆる形式のコミュニケーション及び契約の締結に適用されるべきである。すでに獲得したエンドユーザーとは、ビジネスユーザーと商業的關係を結んでいるエンドユーザーのことであり、それが適切である場

合、ゲートキーパーは、ビジネスユーザーによるエンドユーザーの最初の獲得の促進を通じてビジネスユーザーから直接または間接に報酬を受けている。このような商業的關係は、有料または無料（無料トライアルや無料サービスなど。）のいずれであるかを問わず、ゲートキーパーが供給するコアプラットフォームサービスまたは他のチャネルを通じて形成されたものでもよい。他方、エンドユーザーは、ゲートキーパーが供給するコアプラットフォームサービス、ビジネスユーザーの直販チャネル、またはビジネスユーザーが利用する他の間接チャネルを通じて、ビジネスユーザーからのオファーを自由に選択して契約を締結することができるべきである。

- (41) エンドユーザーがゲートキーパーのコアプラットフォームサービス以外を通じてコンテンツやサブスクリプション、サービスの機能その他のアイテムを取得する能力は損なわれたり制限されたりしてはならない。殊更、ゲートキーパーが、コアプラットフォームサービスで動作するソフトウェアアプリケーションを介して、エンドユーザーがそのようなアイテムにアクセスし使用することを制限するような状況は回避されねばならない。たとえば、ソフトウェアアプリケーション、ソフトウェアアプリケーションストア、またはバーチャルアシスタント以外を通じて購入したオンラインコンテンツの購入者は、そのようなチャネルを通じて購入したという理由のみを以て、ゲートキーパーのコアプラットフォームサービスで動作するソフトウェアアプリケーションで当該オンラインコンテンツへのアクセスを妨げられるべきではない。

- (42) 公正な商業環境を守り、デジタルセクターの競争可能性を保護するためには、ビジネスユーザーとエンドユーザーが、内部告発者を含めて、ゲートキーパーによる不公正な行為について懸念を表明し、関連するEU 法または国内法の不遵守という問題を加盟国の裁判所その他の公的機関に提起する権利を保護することが重要である。たとえば、ビジ

ネスユーザーやエンドユーザーは、差別的なアクセス条件、ビジネスユーザーアカウントの不当な閉鎖、ディリスティング (delisting) の不明瞭な根拠など、多様な種類の不公正な行為について苦情の申立てを検討するであろう。ビジネスユーザーやエンドユーザーが懸念を表明したり、利用可能な救済を求めたりすることを、何らかの方法で阻害したり妨げたりするような行為（たとえば、契約書その他の文書に定めた秘密保持条項）は禁止される必要がある。この禁止は、ビジネスユーザーとゲートキーパーが、代替的紛争解決メカニズムの利用、EU法及び国内法に準拠した特定の裁判所の管轄権を含む合法的な苦情処理メカニズムの利用を含む利用条件を契約書に定める権利を損なうものであってはならない。この禁止はまた、ゲートキーパーがオンラインの違法コンテンツに係る対策で果たす役割を損なうものであってはならない。

- (43) 本人確認サービス、ウェブブラウザエンジン、決済サービス、またはアプリ内課金の決済システムなど決済サービスの提供をサポートする技術サービスなど、ゲートキーパーの関連するコアプラットフォームサービスと共にまたはそのサポートとして供給される特定のサービスは、ビジネスユーザーの事業活動において不可欠であり、サービスを最適化することを可能にするものである。殊更、それぞれのウェブブラウザは、速度、信頼性、ウェブ互換性など、ウェブブラウザの主要な機能を担うウェブブラウザエンジン上に構築されている。ゲートキーパーは、ウェブブラウザエンジンを運用しその利用を強いることで、自社のウェブブラウザだけでなく、競合するウェブブラウザ、延いてはウェブソフトウェアアプリケーションに適用される機能や基準を決定する立場にある。したがって、ゲートキーパーは、その立場を利用して、自らに依存するビジネスユーザーに対して、ビジネスユーザーによるサービスや商品の供給の一環として、ゲートキーパー自身がコアプラットフォームサービスと共にまたはそのサポートとして供給さ

れるサービスの利用を要求してはならない。ゲートキーパーが、コアプラットフォームサービスと共にまたはそのサポートとして供給される自らのサービスの利用を間接的にビジネスユーザーに強いる状況を避けるため、ビジネスユーザーがゲートキーパーのコアプラットフォームサービスを利用してエンドユーザーへ供給するサービスの文脈で要求される場合、ゲートキーパーはエンドユーザーに当該サービスの利用を要求することも禁止されるべきである。この禁止は、ゲートキーパーのサービスと代替するサービスを選択するビジネスユーザーの自由を守ることを目的としているが、ビジネスユーザーがエンドユーザーにそのような代替サービスを供給することを義務付けるものとして解釈されるべきでない。

- (44) ゲートキーパーが、ビジネスユーザーまたはエンドユーザーに対して、コアプラットフォームサービスの利用、アクセス、サインアップまたは登録の条件として、指定決定に記載されたまたは本規則所定のアクティブエンドユーザー及びアクティブビジネスユーザーに係る閾値を充たした当該ゲートキーパーの他のコアプラットフォームサービスへの加入または登録を要求する行為は、ビジネスユーザーが少なくとも後者のコアプラットフォームサービスの供給を受ける目的で登録またはアカウントを作成せずに前者のコアプラットフォームサービスにアクセスできないようにすることによって、当該ゲートキーパーがコアプラットフォームサービスの新規のビジネスユーザー及びエンドユーザーを獲得し固定する手段を提供する。また、当該行為は、データの蓄積においてゲートキーパーに潜在的優位性を与える。したがって、当該行為は参入障壁を高める可能性があるため、禁止されるべきである。

- (45) ゲートキーパーがビジネスユーザー（広告主とパブリッシャーの両方を含む。）へオンライン広告サービスを供給する条件は、しばしば不透明で難解である。この難解さは、一部のプラットフォームの行為と関

連するものであるが、現代のプログラム広告が非常に複雑であることにも起因している。このセクターは、新しいプライバシー関連法の導入後、透明性が低くなったと考えられている。このため、広告主やパブリッシャーはしばしば、購入するオンライン広告サービスの条件に関する情報や知識が不足し、オンライン広告サービスを供給する事業者間のスイッチング能力が損なわれる。さらに、このような状況下でのオンライン広告サービスのコストは、より公正で透明性の高い競争の激しいプラットフォーム環境におけるコストよりも大きくなる可能性が高い。これらの大きなコストは、エンドユーザーがオンライン広告サービスの利用に依存する多くの日用品やサービスに対して支払う価格に反映される可能性が高い。したがって、透明性の義務は、ゲートキーパーが、自社のオンライン広告サービスの供給先である広告主及びパブリッシャーに対し、それらの者からの求めがあった場合、関連する広告バリューチェーンの一部として供給される異なるオンライン広告サービスのそれぞれについて設定される価格について、広告主及びパブリッシャーの両方が理解できるような情報を無償で提供するものでなければならない。

当該情報は、広告主の求めに応じて、個々の広告のレベルで広告主に請求された価格及び手数料に関する情報のほか、広告が表示されるインベントリーを所有するパブリッシャーとの合意に従って、当該合意の当事者であるパブリッシャーが受領した報酬に関する情報が提供されるべきである。ゲートキーパーがこのような情報を毎日提供することにより、広告主は、ゲートキーパーのオンライン広告サービスの利用に係るコストと代替事業者のその利用に係るコストを比較するために必要となる十分に詳細な情報を受け取ることができるようになる。一部のパブリッシャーが広告主との関連情報の共有に同意しない場合、ゲートキーパーは広告主に対して、当該パブリッシャーが関連する広告について受領する1日平均の報酬に関する情報を提供すべきである。

オンライン広告サービスの供給に係る情報共有の義務及び原則は、パブリッシャーの求めにも同様に適用されるべきである。ゲートキーパーは、広告主やパブリッシャーへのオンライン広告サービスの供給において、たとえば、インプレッション単価、ビュー単価、その他の基準など、異なる価格設定モデルを使用できるため、ゲートキーパーはそれぞれの価格と報酬の計算方法も提供しなければならない。

- (46) 一定の状況下では、ゲートキーパーは、コアプラットフォームサービスの供給事業者として、コアプラットフォームサービス並びにコアプラットフォームサービスと共にまたはそのサポートとして供給されるサービスをビジネスユーザーへ供給する一方、同一のエンドユーザーに対する同一または類似のサービスまたは商品の供給においてそれらのビジネスユーザーと競合する（または、競合する意向を有する）という2つの役割を持つことになる。このような状況において、ゲートキーパーは、その二重の役割を利用して、ビジネスユーザーがコアプラットフォームサービスまたはコアプラットフォームサービス共にもしくはそのサポートとして供給されるサービスを利用する際に、当該ビジネスユーザーの事業活動において生成または提供されたデータを、自らのサービスまたは商品の目的のために利用することができる。ビジネスユーザーのデータは、そのエンドユーザーの活動によって生成または提供されたデータを含むこともある。たとえば、ゲートキーパーが、オンラインマーケットプレイスやソフトウェアアプリケーションストアをビジネスユーザーへ供給すると同時に、オンライン小売サービスやソフトウェアアプリケーションの供給事業者としてエンドユーザーへサービスを供給する場合などである。ゲートキーパーがその二重の役割から不当に利益を得ることを予防するため、ゲートキーパーが、ビジネスユーザーと同様のサービスを供給するために、匿名化されたデータや公開されていない個人データを含むいかなる集合体データまたは非集合体データも利用しないようにすることが必要である。

この義務は、コアプラットフォームサービスのビジネスユーザーと競合するビジネスユニットを含めて、ゲートキーパー全体に課されるべきである。

- (47) ビジネスユーザーは、エンドユーザーへ商品とサービスを提供する目的で、コアプラットフォームサービスの供給事業者からオンライン広告サービスを購入することもできる。この場合、データはコアプラットフォームサービスで生成されたものではなく、ビジネスユーザーがコアプラットフォームサービスへ提供し、または当該コアプラットフォームサービスを通じてその事業活動に基づき生成されたものであることがあり得る。また、広告を提供するコアプラットフォームサービスが、オンライン広告サービスの供給事業者とビジネスユーザーと競合するサービスの供給事業者という二重の役割を持つ可能性がある。したがって、二重の役割を持つゲートキーパーがビジネスユーザーのデータを使用することを禁止する義務は、コアプラットフォームサービスが当該コアプラットフォームサービスと関連するオンライン広告サービスを提供する目的でビジネスユーザーから受領したデータに関しても適用されるべきである。

- (48) クラウドコンピューティングサービスについて、ビジネスユーザーのデータを利用しない義務は、ゲートキーパーのビジネスユーザーが当該ゲートキーパーのクラウドコンピューティングサービスを利用する際に、またはクラウドコンピューティングサービスのエンドユーザーへソフトウェアアプリケーションへのアクセスを可能にするソフトウェアアプリケーションストアを通じて提供または生成したデータにも適用されるべきである。この義務は、ゲートキーパーが、規則 (EU) 2016/679 及び指令 2002/58/EC 並びにクラウドコンピューティングサービスに関する本規則所定の義務を遵守することを条件として、データ分析サービスなど、コアプラットフォームサービスと共にまたはそのサポートとして供給されるサービスを提供するために、集合体デー

タを利用する権利に影響を与えるべきではない。

- (49) ゲートキーパーは、オペレーティングシステム、バーチャルアシスタント、ウェブブラウザにおいて、自社または第三者のサービスや商品を優遇し、エンドユーザーが第三者を通じて得ることができる同一または類似のサービスに不利益を与えるよう、多様な手段を用いることができる。このことは、たとえば、あるソフトウェアアプリケーションやサービスがゲートキーパーによって予めインストールされている場合に起こり得る。エンドユーザーの選択を可能にするために、ゲートキーパーは、エンドユーザーがオペレーティングシステムからソフトウェアアプリケーションをアンインストールすることを妨げてはならない。オペレーティングシステムやデバイスの機能に不可欠なソフトウェアアプリケーションである場合のみ、ゲートキーパーによるアンインストールの制限は認められるべきである。また、ゲートキーパーは、エンドユーザーがオペレーティングシステム、バーチャルアシスタント、ウェブブラウザのデフォルト設定を容易に変更できるようにすべきであり、当該設定が独自のソフトウェアアプリケーションやサービスに有利に働くようにする必要がある。このことは、ゲートキーパーのオペレーティングシステムがエンドユーザーをそれらのオンライン検索エンジン、バーチャルアシスタントまたはウェブブラウザへ誘導し、当該ゲートキーパーのバーチャルアシスタントまたはウェブブラウザが指定決定に記載されたオンライン検索エンジンへユーザーを誘導すること、ユーザーが最初に指定決定に記載されたオンライン検索エンジン、バーチャルアシスタントまたはウェブブラウザを使用するときに選択肢の画面へ誘導し、代替のデフォルトサービスを選択できるようにすることを含む。

- (50) ゲートキーパーがソフトウェアアプリケーションの頒布のために設定する規則は、一定の状況において、エンドユーザーが第三者のソフトウェアアプリケーションまたはソフトウェアアプリケーションストア

をゲートキーパーのハードウェアまたはオペレーティングシステムにインストールして効果的に利用する能力を制限し、エンドユーザーがゲートキーパーのコアプラットフォームサービス以外でそれらのソフトウェアアプリケーションまたはソフトウェアアプリケーションストアへアクセスする能力を制限する可能性がある。このような制限は、ソフトウェアアプリケーションの開発者が他の流通チャネルを利用する能力、エンドユーザーが異なる流通チャネルから異なるソフトウェアアプリケーションを選択する能力を制限する可能性があるため、コアプラットフォームサービスの競争可能性を弱めるための不公平で違法な行為として禁止されるべきである。競争可能性を保証するため、ゲートキーパーは、第三者のソフトウェアアプリケーションまたはソフトウェアアプリケーションストアが当該サービスをデフォルトに設定するかどうかの判断をエンドユーザーに促し、その変更を容易に実行できるようにすべきである。

第三者のソフトウェアアプリケーションまたはソフトウェアアプリケーションストアが、ゲートキーパーによって供給されるハードウェアまたはオペレーティングシステムの統一性を損なわないことを保証するため、ゲートキーパーがそのような手段が必要かつ正当であり、ハードウェアまたはオペレーティングシステムの統一性を保護するためにより制限的でない手段がないことを証明する場合、その目的を達成するために比例した技術上・契約上の手段を実行することが可能でなければならない。ハードウェアまたはオペレーティングシステムの統一性には、当該ハードウェアまたはオペレーティングシステムに指定されたセキュリティ管理が侵害されないことを保証することにより、不正アクセスからハードウェアまたはオペレーティングシステムを保護されるために実施・維持される必要があるあらゆる設計オプションが含まれなければならない。さらに、第三者のソフトウェアアプリケーションまたはソフトウェアアプリケーションストアが、エンドユーザー

のセキュリティを損なわないことを保証するために、ゲートキーパーが、当該措置と設定が厳密に必要かつ正当であり、その目的を達成するためにより制限的でない手段がないことを証明する場合、デフォルト設定以外の厳密に必要かつ適切な措置と設定を実施し、エンドユーザーに第三者のソフトウェアアプリケーションまたはソフトウェアアプリケーションストアに関するセキュリティを有効に保護できるようにすべきである。ゲートキーパーは、そのような手段をデフォルト設定またはプリインストールとして実装することを認められるべきでない。

- (51) ゲートキーパーは垂直統合事業者であることが多く、自社のコアラットフォームサービスを通じて、または自社が支配するビジネスユーザーを通じて、エンドユーザーに特定の商品やサービスを供給するため、利益相反がしばしば生ずる。これには、ゲートキーパーが、オンライン検索エンジンを通じて独自のオンライン仲介サービスを供給する状況が含まれる場合もある。ゲートキーパーは、コアラットフォームサービスで商品やサービスを供給する際、ランキング、関連するインデックスやクロールの観点から、コアラットフォームサービスで動作する第三者の商品またはサービスよりも、自社が供給する商品やサービスのほうで良いポジションを確保することができる。このことは、たとえば、オンライン検索エンジンの検索結果でランク付けされる、またはオンライン検索エンジンの検索結果に部分的または全体的に埋め込まれる他のコアラットフォームサービスを含む商品またはサービス、オンライン検索エンジンの検索結果とともに表示される特定のトピックに特化した検索結果のグループ、特定のエンドユーザーによってオンライン検索エンジンと異なるまたは追加のサービスとして考慮または利用されているもので起こり得ることである。

その他の例としては、ソフトウェアアプリケーションストアで配布されるソフトウェアアプリケーション、動画共有プラットフォームで配

信されるビデオ、オンラインソーシャルネットワーキングサービスのニュースフィードで目立たせて表示される商品やサービス、検索結果でランク付けされた商品やサービス、オンラインマーケットプレイスに表示された商品やサービス、バーチャルアシスタントを通じて供給される商品やサービスなどがある。このようなゲートキーパー自身が供給する商品やサービスに係る良いポジションの確保は、クエリーに続くランキングよりも前の時点(クロールやインデックス作成の間)で行われることがある。たとえば、クロールの過程では、新規または更新されたコンテンツが発見されるプロセスにおいて、クロールがすでに行われている。ゲートキーパーは、クロールの過程で発見されたコンテンツの保存と整理を含むインデックス作成と同様に、第三者のコンテンツよりも自らのコンテンツを優先することができる。このような場合、ゲートキーパーは、第三者の仲介事業者と自社の商品やサービスの供給事業者という二重の役割を担っている。その結果、ゲートキーパーは、ゲートキーパーに支配されていないビジネスユーザーに不利益を与え、コアプラットフォームサービスにおける商品やサービスの競争可能性を直接的に弱める能力を持つことになる。

- (52) このような状況において、ゲートキーパーは、法的、商業的、技術的手段のいずれであるかを問わず、いかなる方法であれ、コアプラットフォームサービスで行われるランキング、関連するインデックス作成とクロールにおいて、自社が供給する商品やサービスまたは自社が支配するビジネスユーザーを通じて供給される商品やサービスを優遇するという差異化措置または優遇措置に関与してはならない。この義務が効果的であることを保証するため、そのようなランキングに適用される条件も一般に公正かつ透明でなければならない。この文脈におけるランキングは、表示、格付け、リンクまたは音声による結果を含むあらゆる形態の相対的優位性を意味すべきであり、コアプラットフォームサービスがエンドユーザーに1つの結果のみを提示または伝

達する場合も含まれるべきである。この義務が効果的で潜脱できないことを保証するため、ランキングにおける差異化措置または優遇措置と同等の効果を持つあらゆる措置にも適用されるべきである。規則（EU）2019/1150 第 5 条に従って採択された指針は、この義務の実施と執行も促進すべきである。

- (53) ゲートキーパーは、異なるソフトウェアアプリケーションやサービスのスイッチングや加入を技術的手段その他の方法で妨げることにより、エンドユーザーの自由な選択を制限したり妨げたりしてはならない。このような規制は、より多くの事業者がサービスを提供できるようになり、最終的には、エンドユーザーにより多くの選択肢を提供することができる。ゲートキーパーは、当該ソフトウェアアプリケーションやサービスにアクセスするためのハードウェアの製造元であるかどうかを問わず、自由な選択を確保すべきであり、スイッチングを不可能または効果的でないものとするような人為的な技術的方法その他の障壁を採用してはならない。プレインストールによるものを含め、消費者へ所定の商品やサービスを提供するのみならず、価格の引き下げや品質の向上などエンドユーザーへの供給を改善することは、スイッチングの禁止に係る障壁を構成するものと解釈されるべきでない。

- (54) ゲートキーパーは、ソフトウェアアプリケーションを含むオンラインコンテンツやサービスにアクセスするエンドユーザーの能力を阻害する可能性がある。したがって、開かれたインターネットにアクセスするエンドユーザーの権利がゲートキーパーの行為によって損なわれないことを保証するための規則を設ける必要がある。また、ゲートキーパーは、特にハードウェアやオペレーティングシステムの管理を通じて、エンドユーザーがインターネット接続サービスを提供する異なる事業者間で効果的にスイッチングする能力を技術的に制限することができる。このことは、インターネット接続サービスの公正な競争条件を歪め、最終的には、エンドユーザーに損害を及ぼす。したがって、

ゲートキーパーは、エンドユーザーによるインターネット接続サービス供給事業者の選択を不当に制限しないことを保証しなければならない。

- (55) ゲートキーパーは、エンドユーザーに特定の機能を提供するために、オペレーティングシステムまたはバーチャルアシスタントを介してアクセスまたは制御されるデバイスのハードウェアまたはソフトウェア機能にアクセスする、ウェアラブルデバイスなどのサービスまたはハードウェアを供給することができる。この場合、ウェアラブルデバイスのプロバイダーなど、競合するサービスやハードウェアのプロバイダーは、エンドユーザーに競争可能性のあるサービスを供給できるよう、同一のハードウェアまたはソフトウェア機能に対する同等に効果的な相互運用性並びに相互運用性を目的としたアクセスを必要とする。
- (56) ゲートキーパーは、オペレーティングシステムの開発者とデバイスの製造業者という二重の役割を持つこともある（当該デバイスが持ちうるあらゆる技術的機能を含む）。たとえば、デバイスの製造業者であるゲートキーパーは、近接無線通信技術、安全な基本要素及びプロセッサ、認証メカニズム、これらの技術の動作に用いられるソフトウェアなど、当該デバイスの機能の一部へのアクセスを制限できる。これらの機能は、ゲートキーパーのコアプラットフォームサービスと共にまたはそのサポートとして供給されるサービスのほか、第三者が供給するそのようなサービスの効果的な供給に必要である場合がある。
- (57) ゲートキーパーの二重の役割が、サービスやハードウェアの代替的供給者に対して、当該ゲートキーパーの補完的または支援的なサービスやハードウェアの供給時に利用可能または利用されるオペレーティングシステム、ハードウェアまたはソフトウェア機能へ同等の条件でアクセスすることを妨げるように用いられるのであれば、代替的供給者のイノベーションとエンドユーザーの選択を著しく損なう可能性がある。したがって、ゲートキーパーは、補完的または支援的なサービス

やハードウェアの供給において利用可能または利用されるオペレーティングシステム、ハードウェアまたはソフトウェア機能との効果的な相互運用性は無償で確保し、相互運用性の目的によるアクセスを確保すべきである。このようなアクセスは、ゲートキーパーが提供する機能と相互運用できる機能を効果的に開発し提供するために、コアプラットフォームサービスと共にまたはそのサポートとして供給される関連サービスに係るソフトウェアアプリケーションにも同様に要求されうる。この義務の目的は、ゲートキーパーと競合関係にある第三者が、ゲートキーパーのサービスやハードウェアと同様に、インターフェイスや類似のソリューションを通じて、それぞれの機能を相互接続できるようにすることである。

(58) ゲートキーパーがビジネスユーザー（広告主及びパブリッシャーを含む。）へオンライン広告サービスを供給する際の条件は、しばしば不透明で難解なものである。このため、広告主やパブリッシャーにとって、当該広告の効果に関する情報が不足していることがよくある。指定決定に記載されたオンライン広告サービス並びに当該ゲートキーパーの他のコアプラットフォームサービスと完全に統合されたサービスの公正性、透明性及び競争可能性をさらに高めるため、ゲートキーパーは、その求めに応じて、広告主、パブリッシャー及びそれらの者が許可した第三者に対して、広告主、広告出稿事業者の代理人である広告代理店など許可された第三者及びパブリッシャーが当該広告と関連したオンライン広告サービスの供給について独自の検証を行う上で必要な集合体データや非集合体データなど、ゲートキーパーのパフォーマンス測定ツール及びデータへの無料アクセスを提供すべきである。

(59) ゲートキーパーは、コアプラットフォームサービスや他のデジタルサービスを供給する際に収集する膨大なデータへのアクセスから利益を得ている。ゲートキーパーが、スイッチングやマルチホーミングを制限することによって、コアプラットフォームサービスの競争可能性

やダイナミックなデジタルセクターのイノベーションの可能性を損なうことがないよう、エンドユーザーやエンドユーザーによって権限を与えられた第三者は、ゲートキーパーの関連するコアプラットフォームサービスでの活動を通じて提供したまたは生成されたデータへの有効かつ即時のアクセスを許可されるべきである。データは、エンドユーザーまたはエンドユーザーが権限を与えたデータの移植先である第三者が即時かつ効果的にアクセスし利用できる形式で受領されなければならない。また、ゲートキーパーは、アプリケーションプログラミングインターフェイスなどの適切かつ高品質な技術的手段により、エンドユーザーまたはエンドユーザーから権限を与えられた第三者が、継続的かつリアルタイムで自由にデータを移植できるようにすべきである。このことは、そのようなポータビリティを効果的に可能にするために必要な異なるレベルの集合化に係るその他のデータにも適用されるべきである。誤解を避けるために付言すれば、本規則に基づきデータの効果的なポータビリティを確保するというゲートキーパーの義務は、規則(EU) 2016/679に基づくデータポータビリティの権利を補完するものである。スイッチングまたはマルチホーミングを促進することは、延いてはエンドユーザーの選択肢を増やすことにつながり、ゲートキーパーとビジネスユーザーがイノベーションを起こすインセンティブとして機能するはずである。

- (60) ゲートキーパーのコアプラットフォームサービスを利用するビジネスユーザーとそのエンドユーザーは、膨大な量のデータを提供し生成する。このように生成されたデータへのアクセスを確保するため、ゲートキーパーは、ビジネスユーザーの求めに応じて、そのようなデータへの有効なアクセスを無償で提供しなければならない。このようなアクセスは、ビジネスユーザーのためにデータ処理者として行動する第三者(ビジネスユーザーの契約相手方)にも与えられるべきである。このアクセスには、それが関連する要求と密接に関連している場合、同

一のゲートキーパーが供給する他のサービス（コアプラットフォームサービスと共にまたはそのサポートとして供給されるサービスを含む。）において、同一のビジネスユーザーとそのエンドユーザーが提供または生成したデータへのアクセスが含まれるべきである。この目的のため、ゲートキーパーは、ビジネスユーザーが関連データにアクセスすることを妨げるために契約その他の方法を用いるべきでなく、ビジネスユーザーが規則（EU）2016/679 及び指令 2002/58/EC の下でそのようなデータアクセス及び検索についてエンドユーザーの同意を必要とする場合、それを可能なものとしなければならない。また、ゲートキーパーは、適切な技術的手段、たとえば、小規模のビジネスユーザーのために高品質のアプリケーションプログラミングインターフェイスや統合ツールを設けることによって、当該データへの継続的かつリアルタイムなアクセスを確保すべきである。

- (61) オンライン検索エンジンがビジネスユーザーとエンドユーザーにもたらす価値は、それらのユーザーの総数の増加に比例する。オンライン検索エンジンの供給事業者は、ユーザーが何を検索し、提供された検索結果とどのように相互作用したかに関する情報を含む集合的なデータセットを収集し保管する。オンライン検索エンジンの供給事業者は、自社のオンライン検索エンジンで行われた検索のほか、下流の商業パートナーのプラットフォームで行われた検索からそれらのデータを収集することもある。ゲートキーパーによるこのようなランキング、クエリー、クリック、閲覧データへのアクセスは、参入と拡大の重要な障壁となり、オンライン検索エンジンの競争可能性を弱める。したがって、ゲートキーパーは、消費者がオンライン検索エンジンで生成した無料及び有料の検索に関するランキング、クエリー、クリック、閲覧データに対して公平かつ合理的で非差別的な条件でアクセスし、他のサービス供給者が当該サービスを最適化し、関連のコアプラットフォームサービスに対抗できるようにすることが要求されるべきである。こ

のようなアクセスは、オンライン検索エンジンのためにデータの処理者として行動する第三者（オンライン検索エンジンの供給事業者の契約相手方）にも与えられるべきである。検索データへのアクセスを提供する場合、ゲートキーパーは、データの質または有用性を大幅に低下させることなく、当該個人データの匿名化等の適切な手段により、再識別リスクの可能性を含め、エンドユーザーの個人データの保護を保証しなければならない。データの匿名化とは、情報が特定されたまたは特定可能な自然人と関連しないように個人データが不可逆的に変更される場合、または、データ主体が特定されないかもはや特定できないような方法で個人データが匿名化されることをいう。

- (62) 指定決定に記載されたソフトウェアアプリケーションストア、オンライン検索エンジン及びオンラインソーシャルネットワーキングサービスについて、ゲートキーパーは、公平かつ合理的で非差別的なアクセスの一般条件を公表し適用すべきである。それらの一般条件は、ビジネスユーザーによる紛争解決メカニズムの乱用の防止を目的とした、ビジネスユーザー自身のコストと比例した手段を損なうことなく、ビジネスユーザーが容易にアクセスでき、公平で独立した、EU における無料の代替紛争解決メカニズムを提供する必要がある。この代替紛争解決メカニズムは、ビジネスユーザーが EU 法及び加盟国の国内法に従って司法当局へ救済を求める権利を損なうものであってはならない。殊更、ソフトウェアアプリケーションストアへのアクセスを提供するゲートキーパーは、エンドユーザーに到達しようとするビジネスユーザーにとって重要なゲートウェイである。これらのゲートキーパーとそのソフトウェアアプリケーションストアのビジネスユーザーとの間の交渉力の不均衡を考慮すると、ゲートキーパーは、不公正または不当な差別化につながるような価格等の一般条件を課してはならない。価格等の一般条件が、ビジネスユーザーの権利と義務の不均衡をもたらす場合、ゲートキーパーがビジネスユーザーへ供給するサービスと

は不均衡な利益をゲートキーパーにもたらす場合、または、ビジネスユーザーがゲートキーパーと同一または同様のサービスを提供する際に不利益を生ずる場合、その一般条件は不公正なものとみなされるべきである。一般条件の公正性を判断する基準としては、次のベンチマークが有効であると考えられる。すなわち、ソフトウェアアプリケーションストアの他の供給事業者が同一または類似のサービスで設定する価格や条件、ソフトウェアアプリケーションストアの供給事業者が異なる関連または類似のサービスや異なるタイプのエンドユーザーに対して設定する価格や条件、ソフトウェアアプリケーションストアの供給事業者が異なる地域で同一のサービスで設定する価格や条件、ソフトウェアアプリケーションストアの供給事業者がゲートキーパーの自家利用サービスと同一のサービスで設定する価格や条件である。この義務は、アクセスの権利を確立すべきではなく、ソフトウェアアプリケーションストア、オンライン検索エンジン、オンラインソーシャルネットワークワーキングサービスの供給事業者がデジタルサービスの単一市場に関する規則で定められた違法で不必要なコンテンツへの対抗で求められる責任を負うという能力を損なうものであってはならない。

- (63) ゲートキーパーは、ビジネスユーザーやエンドユーザーがコアプラットフォームサービスから退会する能力を阻害する可能性がある。したがって、ゲートキーパーがビジネスユーザーやエンドユーザーによるコアプラットフォームサービスの利用に係る自由な選択の権利を損なうことがないよう、そのような事態を避けるためのルールが確立されるべきである。ゲートキーパーは、ビジネスユーザーやエンドユーザーがコアプラットフォームサービスから退会することを不必要に困難にしたり複雑にしたりすることを許されるべきではない。アカウントの閉鎖やサブスクリプションの解除は、それらの開設や加入よりも複雑にされるべきでない。ゲートキーパーは、エンドユーザーやビジネスユーザーとの契約を解除する際に追加料金を請求すべきでない。ゲー

トキーパーは、契約解除の条件（例：解除事由、通知期間、解除の方法など）が常に適切であり、エンドユーザーが不当な困難なく行使できることを保証すべきである。このことは、エンドユーザーによるコ
アプラットフォームサービスの供給の終了条件に関する権利と義務を
規定した EU 法に従って適用される加盟国の国内法を損なうものでは
ない。

- (64) 相互運用性の欠如は、番号非依存型個人間コミュニケーションサービスの供給事業者であるゲートキーパーが強いネットワーク効果から利益を得ることを可能にし、競争可能性を弱める一因となる。さらに、エンドユーザーがマルチホーミングを行うかどうかを問わず、ゲートキーパーは、自社のプラットフォームエコシステムの一部として番号非依存型個人間コミュニケーションサービスを供給することもあり、このことは、当該サービスの代替的供給者に対する参入障壁をさらに高め、エンドユーザーのスイッチングコストを増加させる。したがって、指令 (EU) 2018/1972⁴⁴⁾、特に第 61 条に定められた条件及び手続を損なうことなく、ゲートキーパーは、エンドユーザーに供給する番号非依存型個人間コミュニケーションサービスの特定の基本機能との相互運用性は無償かつその求めに応じて当該サービスの第三者に保証すべきである。

ゲートキーパーは、番号非依存型個人間コミュニケーションサービスを供給する（または供給しようとする）第三者に対して、EU 域内のエンドユーザーとビジネスユーザーに相互運用性を確保すべきである。このような相互運用性の実効的確保を促進するため、ゲートキーパーは、自社の番号非依存型個人間コミュニケーションサービスとの相互運用性に関する技術的詳細と一般条件を記したレファレンスオファアの公表を義務付けられるべきである。ゲートキーパーが実施しようと

44) FN14: 欧州電子通信コード (OJ L 321, 17.12.2018, p.36) を確立する 2018 年 12 月 11 日の指令 (EU) 2018/1972。

している(または実施した)レファレンスオファーに掲載された技術的詳細と一般条件がこの義務に確実に適合しているかどうかを判断するため、欧州委員会は、それが適切である場合、欧州電子通信規制者団体(Body of European Regulators for Electronic Communications, BEREC)と協議することが認められるべきである。

すべての場合において、ゲートキーパーとリクエスト実行者である番号非依存型個人間コミュニケーションサービスの供給事業者は、本規則及び適用のある EU 法、特に規則 (EU) 2016/679 及び指令 2002/58/EC に定められた義務に則って、相互運用性が高水準のセキュリティとデータ保護を損なわないことを保証すべきである。相互運用性と関連する義務は、本規則及び適用のある EU 法、特に規則 (EU) 2016/679 に基づき、ゲートキーパー及び当該供給事業者が供給する番号非依存型個人間コミュニケーションサービスのエンドユーザーが利用できるようにすべき情報及び選択肢を損なうものであってはならない。

- (65) 本規則に定められた義務の有効性を確保するとともに、当該義務が競争可能性を確保し、ゲートキーパーの不正な行為から生ずる有害な影響を予防し排除するために必要なものに限定されることを確実にするため、指令 (EU) 2019/882 及び指令 (EU) 2016/2102 のほか⁴⁵⁾、規則 (EU) 2016/679 及び指令 2002/58/EC、消費者保護、サイバーセキュリティ、製品安全、アクセシビリティの要件に関する法律など適用がある法令に完全に準拠した上で、ゲートキーパーが完全に当該義務を遵守できるよう、当該義務の内容とその範囲を明確に定めることが重要である。ゲートキーパーは、設計により本規則の遵守を保証すべきである。したがって、必要な措置は、ゲートキーパーが使用する技術設計に可能な限り統合されるべきである。欧州委員会は、ゲートキー

45) FN15: 公共部門機関のウェブサイト及びモバイルアプリケーションのアクセシビリティに関する 2016 年 10 月 26 日の指令 (EU) 2016/2102 (OJ L 327, 2.12.2016, p. 1)。

パーとの対話を経て、第三者が意見を提出できるようにした上で、ゲートキーパーが欧州委員会によってさらに特定された義務の影響を受けるであろう義務を効果的に遵守するため、または、ゲートキーパーが本規則に定められた義務を潜脱するときはすべての義務を効果的に遵守させるようにするため、当該ゲートキーパーが採用すべき措置を追加的に特定することが適切な場合もあるだろう。殊更、コアプラットフォームサービスの単一のカテゴリーにおけるサービスの変化によって、さらに特定される可能性のある義務の実施が影響を受ける可能性がある場合、そのようなさらなる特定が可能であるべきである。このため、ゲートキーパーは、自らがそれらの義務を効果的に遵守するために採用すべき措置を特定するよう、欧州委員会における所要の手続を要請することが認められるべきである。

欧州委員会は、平等な待遇、比例性、適正な行政という原則を尊重しつつ、そのような追加的な特定の要否及びその時点に関する裁量権を持つべきである。これと関連して、欧州委員会は、法執行の優先順位を含めて、その評価の基礎となる主な理由を示すべきである。このプロセスは、本規則の有効性を損なうように行われるべきでない。さらに、このプロセスは、ゲートキーパーが本規則に定められた義務のいずれかを遵守していないという決定を採択する欧州委員会の権限（制裁金や定期的な違約金の支払義務の可能性を含む。）を損なうものではない。欧州委員会は、特定の措置が有効でないことが判明した場合を含めて、所要の手続を再開することが許されるべきである。欧州委員会の決定によって採用された特定が有効でないことを理由とした手続の再開は、欧州委員会が当該特定を将来に亘って修正することを可能とすべきである。また、欧州委員会は、特定の措置が有効でないことが判明した場合、手続の再開に係る合理的な期間を設定することが許されるべきである。

(66) 比例性を確保するための追加的要素として、ゲートキーパーは、自社

が制御できない例外的状況、たとえば、コアプラットフォームサービスに対するエンドユーザーの需要が予期せぬ外部事象の発生を原因として一時的に大きく減少し、特定の義務の遵守が域内市場における当該ゲートキーパーの事業継続を困難とすることを証明した場合、必要な範囲で特定の義務の一時停止を要請する機会が与えられるべきである。欧州委員会は、一時停止を正当化する例外的状況を特定し、一時停止を認めるために必要な条件がいまだ実行可能かどうかを評価するための定期的見直しを行うべきである。

- (67) EU 法が定め、欧州司法裁判所が解釈した公衆衛生または治安という限定的理由で正当化される例外的状況においては、欧州委員会は、特定の義務が特定のコアプラットフォームサービスに適用されないと決定することが許されるべきである。このような公益を損なう事態は、特定の例外的事案において、ある義務の強制が社会全体に生じさせるコストは大きすぎて不均衡であることを示しているであろう。欧州委員会は、それが適切である場合、特定の義務の限定的で正当な一時停止または免除が正当化されるかどうかを評価することによって、当該義務に係るコンプライアンスを促進すべきである。これにより、公正性と競争可能性に対する意図された事前効果を損なうことなく、本規則に定められた義務の比例性を確保できるはずである。そのような免除を認めた場合、欧州委員会は当該免除に係る決定を毎年見直すべきである。

- (68) 本規則に定められた義務の遵守期間において、ゲートキーパーは、規則(EU) 2016/679 の遵守に関する措置を含めて、当該義務の効果的な遵守を確保するために実施する予定の措置または実施した措置について、その義務とされた報告を通じて、本規則に定められた義務の遵守と関連する範囲で欧州委員会へ報告すべきであり、これにより、欧州委員会は本規則に定められた義務を履行することができるはずである。また、ゲートキーパーが欧州委員会へ報告した情報は、当該ゲートキー

パーの営業秘密やその他の機密情報の保護という正当な利益を考慮しつつ、明確かつ理解しやすい非機密要約によって一般公開されるべきである。この非機密要約の公表により、ゲートキーパーが本規則に定められた義務を遵守しているかどうかについて、第三者が評価できるようにすべきである。このようなゲートキーパーの報告は、当該報告の後のいかなる時点においても、欧州委員会による強制措置を損なうものであってはならない。欧州委員会は、特に中小・零細企業にとって使いやすく包括的な方法による情報へのアクセスを確保するため、報告書の非機密要約へのオンラインリンクのほか、本規則に定められた情報に関する義務に基づくすべての公的情報をオンラインで公開すべきである。

- (69) ゲートキーパーの義務は、綿密な調査の結果、現行の義務の範囲を逸脱する可能性がありながら、本規則に規定されている不公正な行為と同様に不公正または競争可能性を制限するものとして新たに特定される行為の性質及び影響に関する包括的調査を行った場合に限り更新されるべきである。欧州委員会は、現行の義務を更新する必要があるかどうかを判断するため、職権によりまたは少なくとも 3 つの加盟国からの正当な要請を受けて、調査を開始すべきである。このような正当な要請を行う場合、加盟国は、既存のコアプラットフォームサービスとの関連で実施されたかどうかを問わず、競争可能性や公正性の懸念を生ずる商品、サービス、ソフトウェア、機能の新規導入に関する情報を含めることができるようにすべきである。市場調査の結果、欧州委員会が、本規則で扱われている競争可能性や公正性の問題から逸脱した新たな義務を追加するなど、本規則の本質的要素を修正する必要があると判断した場合、本規則の改正に関する提案を進めるべきである。

- (70) ゲートキーパーが保持する相当の経済力を考慮すると、本規則に定められた義務は効果的に適用され潜脱されるものでないことが重要であ

る。このため、本規則に定められた義務の対象となる種類の行為に該当する限り、その形式を問わず、また、契約、商業、技術その他の性質のものであるかどうかを問わず、本規則はゲートキーパーのあらゆる行為に適用されるべきである。ゲートキーパーは、本規則に定められた禁止事項及び義務の有効性を損なうような行為に関与してはならない。このような行為には、ゲートキーパーが使用するデザイン、エンドユーザーの選択肢を非中立的な方法で提示すること、ユーザーインターフェイスまたはその一部の構造、機能、操作方法を使用してユーザーの自律性、意思決定もしくは選択を破壊または損なうことが含まれる。さらに、ゲートキーパーは、たとえば、不当な技術的保護手段、差別的な利用規約、アプリケーションプログラミングインターフェイスの著作権に関する不法な主張、誤解を招く情報の提供など、本規則で求められた相互運用性を損なう行為に関与してはならない。ゲートキーパーは、本規則で定められた量的閾値を潜脱するために、コアプラットフォームサービスを人為的に区分、分割、細分化、断片化することで指定を潜脱してはならない。

- (71) ゲートキーパーの地位の見直しの有効性と、ゲートキーパーが供給するコアプラットフォームサービスのリストを調整する可能性を確保するため、ゲートキーパーは、コアプラットフォームサービスの他の供給事業者、デジタルセクターで供給するその他のサービス、または、データ収集を可能にするその他のサービスに関するすべての買収計画について、その実施に先立って、欧州委員会へ報告しなければならない。このような情報は、個々のゲートキーパーの地位に関する検討過程で有用であるだけでなく、デジタルセクターにおけるより広範な競争可能性の動向を監視するために不可欠なものであり、それゆえに、本規則に定められた市場調査との関連で考慮すべき有益な要素となる。また、欧州委員会は、加盟国における合併規制のために当該情報を利用する可能性があること、加盟国の当局が一定の状況下では合

併規制のためにそれらの買収事案を欧州委員会に付託することが可能であることを考慮し、加盟国へ当該情報を通知しなければならない。さらに、欧州委員会は、ゲートキーパーから情報を得た企業買収のリストを毎年公表しなければならない。本規則に定められた多様な目的のために必要な透明性と当該情報の有用性を確保するため、ゲートキーパーは、少なくとも、当該市場集中に係る事業者の情報、当該事業者の域内市場及び世界市場における年間売上高、当該市場集中と直接関連する活動を含む事業分野、取引額またはその推定額、当該市場集中の性質及び根拠を含む概要、並びに当該市場集中の計画が影響を及ぼし得る加盟国のリストを提供しなければならない。

- (72) エンドユーザーのデータ保護とプライバシーへの関心は、エンドユーザーから大量のデータを収集・蓄積するゲートキーパーの具体的な行為による潜在的悪影響の評価と関連する。規則 (EU) 2016/679 第 4 条第 4 項所定のプロファイリングなど、ゲートキーパーが採用するプロファイリングに係る行為につき適切な水準の透明性を確保することは、コアラプラットフォームサービスの競争可能性を促進する。透明性は、潜在的な新規参入者や新興企業が同じ範囲と深さ、同様の規模でデータにアクセスできないことを考慮すると、深いレベルの消費者プロファイリングを業界標準としないようゲートキーパーに外圧をかけることになる。透明性の向上により、コアラプラットフォームサービスの他の供給事業者は、優れたプライバシー保証の利用を通じて、より良い差別化を図ることが可能になるはずである。

この透明性義務の最低水準の有効性を確保するため、ゲートキーパーは、少なくとも、プロファイリングの実行の基礎に関する独立監査済み説明書を提供すべきであり、当該説明書は、個人データ及び規則 (EU) 2016/679 に則ったユーザー活動から得られたデータに依拠しているかどうか、プロファイリングに適用されるデータの処理方法、プロファイリングの準備及び実行の目的、プロファイリングの実行期間、

プロファイリングがゲートキーパーのサービスに与える影響、エンドユーザーがプロファイリングの利用を認識できるようにするための効果的な措置、エンドユーザーの同意を求める措置、エンドユーザーが当該同意を拒否または撤回する可能性に関する措置を含む。欧州委員会は、欧州データ保護委員会へ監査済み説明書を移管し、EU のデータ保護規則の執行に役立てるべきである。欧州委員会は、規則 (EU) 182/2011⁴⁶⁾ 及び (EU) 2018/1725⁴⁷⁾ に則って、欧州データ保護監督官 (European Data Protection Supervisor, EDPS)、欧州データ保護委員会 (European Data Protection Board, EDPB)、市民社会及び専門家と協議しながら、独立監査済み説明書の取扱いに関する方法及び手続を発展させるための権限を与えられるべきである。

- (73) 本規則の目的を完全かつ持続的に達成するため、欧州委員会は、コアプラットフォームサービスの供給事業者が、本規則で定められた量的閾値を満たさなくてもゲートキーパーとして指定されるべきかどうか、ゲートキーパーによる本規則の組織的違反行為に対して追加的な排除措置を講じる必要があるかどうか、コアプラットフォームサービスのリストに追加されるべきデジタルセクターのサービスが他に存在するかどうか、不公正でありデジタル市場の競争可能性を制限する追加的行為に対する調査の必要があるかどうかを評価できるべきである。このような評価は、デジタルセクターの競争可能性と公正性に対する本規則の意図された事前効果を支援し、必要な法的確実性を提供するため、明確な手続きと期限が設定された上で、適切な時間枠で実施され

46) FN16: 欧州委員会による実施権の行使を加盟国が管理するためのメカニズムに関する規則と一般原則を定めた 2011 年 2 月 16 日の規則 (EU) 182/2011 (OJ L 55, 28.2.2011, p.13)。

47) FN17: 欧州連合機関、団体、事務所及び機関による個人データの処理に関する自然人の保護並びに当該データの自由な移動に関する 2018 年 10 月 23 日の規則 (EU) 2018/1725、規則 (EC) 45/2001 及び決定 1247/2002/EC を廃止する (OJ L 295, 21.11.2018, p.39)。

る市場調査に基づいて行われるべきである。

- (74) 欧州委員会は、市場調査の結果、コアプラットフォームサービスの供給事業者がゲートキーパーの指定に係る包括的な定性的基準をすべて充たしていると認定できなければならない。この場合、当該事業者は、原則として、本規則に定められた関連するすべての義務を遵守する必要がある。しかし、コアプラットフォームサービスの供給事業者が近い将来に定着した永続的地位を獲得することが予想されるためにゲートキーパーとして指定された場合、欧州委員会は、当該ゲートキーパーがその事業活動において定着した永続的地位を獲得することを防ぐために必要かつ適切な義務のみを課さなければならない。このような新興のゲートキーパーについて、欧州委員会は、その地位が原則として一時的なものであることを考慮すべきである。したがって、コアプラットフォームサービスの供給事業者が、定着した永続的地位を獲得したのがゆえにゲートキーパーに係るすべての義務を負うべきであるのか、または、ゲートキーパーの指定に係る条件を最終的に充たさないがゆえに従前の義務がすべて解除されるべきであるのかという判断は、当該事業者につき適時に行われるべきである。

- (75) 欧州委員会は、ゲートキーパーが本規則に定められた 1 つ以上の義務に組織的に違反することによって本規則の目的を損なうことがないよう、追加の行為措置またはそれが適切な場合には構造措置による排除措置が正当化されるかどうかを調査し評価しなければならない。このことは、欧州委員会がゲートキーパーに対して、異なるプラットフォームサービスや本規則に定められた異なる義務に関係しうる違反を 8 年以内に少なくとも 3 件認定した場合であって、ゲートキーパーが域内市場へ及ぼす影響、ビジネスユーザーやエンドユーザーによるゲートキーパーのコアプラットフォームサービスに対する経済的依存またはゲートキーパーの地位の確立を維持、拡大または強化するときに問題となる。欧州委員会が実施した排除措置にもかかわらず、ゲートキー

パーが、ビジネスユーザーがエンドユーザーに到達するためのゲートウェイとしての重要性を依然として保持・強化したり定着させている場合には、ゲートキーパーの地位が維持、拡大、強化されているとみなされるべきである。

このような場合、欧州委員会は、行為措置と構造措置のいずれであるかを問わず、比例原則を十分に考慮した上で、何らかの排除措置を行う権限を有するべきである。この文脈では、欧州委員会は、組織的違反行為の影響を受けた公正性と競争可能性を維持または回復するため、当該排除措置が比例的かつ必要である限りにおいて、ゲートキーパーが組織的違反行為の影響を受けたコアプラットフォームサービスやデジタルセクターで提供されるその他のサービス、データ収集を可能にするサービスについて、市場集中の行為を採ることを一定期間禁止する権限を有するべきである。第三者の効果的な関与を可能にし、実際の適用に先立って排除措置案を評価分析できるようにするため、欧州委員会は、当該事実とそれに対して講ずべき排除措置に関する非機密かつ詳細な概要を公表すべきである。排除措置が有効でないと判明した場合等においては、欧州委員会は所要の手続きを再開すべきである。決定された排除措置が有効でない場合における手続きの再開に当たり、欧州委員会は当該排除措置を将来に亘って修正することが認められるべきである。また、欧州委員会は、排除措置が有効でないと判明した場合、手続再開に係る合理的な期間を設定すべきである。

- (76) 本規則に対する組織的違反行為に関する調査の過程で、ゲートキーパーが欧州委員会に確約措置を申し出た場合、欧州委員会は、当該確約措置が本規則に定められた義務の効果的な遵守を確保すると認めるときは、当該ゲートキーパーを法的に拘束する決定を採択すべきである。また、当該決定は、調査中の組織的違反行為について、欧州委員会が追加的な排除措置その他の措置を講ずる理由がないことを示すものでなければならない。ゲートキーパーが申し出た確約措置が、本規

則に定められた義務の効果的な遵守を確保する上で十分かどうかを評価する際、欧州委員会は、当該確約措置が実際に有効であることを示すため、ゲートキーパーが実施した評価分析の結果を考慮すべきである。欧州委員会は、確約措置に係る決定が完全に尊重され、その目的に達していることを確認しなければならない。また、当該確約措置が効果的なものでないと判断した場合、当該決定に係る手続を再開する権利を有するべきである。

- (77) デジタルセクターにおけるサービスとそれをめぐる事業者の行為は、その種類等において迅速かつ大きく変化する可能性がある。本規則を最新の状態に保ち、ゲートキーパーが生じさせる問題への効果的かつ総合的な規制上の対応をとるためには、コアプラットフォームサービスのリストと本規則に定められた義務の定期的見直しを行うことが重要である。殊更、コアプラットフォームサービスの競争可能性を制限する可能性がある行為または不公正な行為を確実に特定することが重要である。デジタルセクターのダイナミックな変化を考慮し、定期的見直しを行うことは重要であるが、規制条件に関する法的確実性を確保するため、いかなる見直しも合理的かつ適切な期間に実施されるべきである。また、市場調査は、欧州委員会が、コアプラットフォームサービスのリストを見直し、拡大し、あるいは詳細化するために、本規則の改正を提案すべきかどうかを評価するための確固たる証拠となるものでなければならない。さらに、市場調査は、欧州委員会が本規則に定められた義務の改正を提案すべきかどうか、または、当該義務を更新するという委任行為をとるべきかどうかを評価するための確固たる証拠となるものでなければならない。

- (78) 本規則に定められた義務の対象ではないゲートキーパーの行為については、当該義務が本規則に基づき授權された範囲の委任行為によって補完されるべきかどうか、または、本規則の改正案の提案によって補完されるべきかどうかを確認するため、欧州委員会は新たなサービス

や行為に関する市場調査を開始することが認められるべきである。これは、欧州委員会が、それが適切である場合、TFEU 第 101 条または第 102 条に基づく手続を開始する可能性を損なうものではない。このような手続は、理事会規則 (EC) 1/2003⁴⁸⁾に従って実施されるべきである。競争に対する深刻かつ回復不能な損害が生ずるおそれという緊急事態においては、欧州委員会は同規則第 8 条に従って暫定措置の発動を検討すべきである。

(79) ゲートキーパーが本規則に基づき指定されたコアプラットフォームサービスの競争可能性を制限する行為または不公正な行為を行っているものの、当該行為が本規則に定められた義務に明示的に抵触しない場合、欧州委員会は委任行為を通じて本規則を更新することが認められるべきである。このような委任行為による更新は、市場調査の場合と同一の調査基準に従って行われるべきであり、それゆえに、市場調査が委任行為による更新よりも先行すべきである。また、欧州委員会は、前記のような行為を特定するため、予め定義された基準を適用すべきである。この法的基準は、ゲートキーパーが本規則の下で常に直面しうる義務を十分に予測できるようにする必要がある。

(80) 本規則の効果的な実施と遵守を確保するため、欧州委員会は、本規則の内容を調査、執行、監視できるよう強力な調査・執行権限を有すべきであり、また、執行手続に関する自由な意見表明の権利及び関係文書へのアクセスの権利を尊重しなければならない。欧州委員会は、本規則の更新と見直しを目的とする場合を含めて、市場調査を行う目的においてもこれらの調査権限を行使すべきである。

(81) 欧州委員会は、本規則の目的のために必要な情報を要求する権限を与えられるべきである。殊更、欧州委員会は、調査の開始と実施、本規則に定められた義務の遵守の監視に必要なあらゆる関係文書、データ、

48) FN18: 条約第 81 条及び第 82 条に定める競争に関する規則の実施に関する 2002 年 12 月 16 日の規則 (EC) 1/2003 (OJ L 1, 4.1.2003, p.1)。

データベース、アルゴリズム、情報について、それらの情報の所有者、形式、保存媒体、保存場所を問わずアクセスできなければならない。

- (82) 欧州委員会は、事業者または事業者団体に対し、関連する証拠、データ及び情報の提供を直接要求することが認められるべきである。また、欧州委員会は、加盟国の管轄当局、あるいは本規則の目的のために自然人や法人に関連情報を要求することも認められるべきである。欧州委員会の決定に従う場合、事業者は事実関係に関する質問に回答し、文書を提供する義務を負う。
- (83) 欧州委員会はまた、あらゆる事業者または事業者団体に対して立入検査を実施し、有用な情報を保有する可能性のある人物に対して事情聴取を行い、その発言を記録する権限も付与されるべきである。
- (84) 暫定措置は、欧州委員会による調査の実施中において、調査対象である本規則違反被疑行為がゲートキーパーのビジネスユーザーやエンドユーザーに深刻かつ回復不能な損害を与えないようにする上で重要な手段となり得る。暫定措置は、欧州委員会が調査手続の終了後に行う決定によって覆すことが非常に困難となるような事態を避ける上で重要である。したがって、欧州委員会は、本規則に対する違反の決定が行われる可能性を考慮して開始された手続において、暫定措置を命じる権限を有するべきである。当該権限は、欧州委員会がゲートキーパーによる本規則上の義務の侵害を疎明した場合であって、ゲートキーパーのビジネスユーザーやエンドユーザーに深刻かつ回復不可能な損害が生じるおそれがある場合に適用されるべきである。暫定措置は、欧州委員会が調査手続を終了した時点で失効するか、必要かつ適切である限り更新できる一定期間に適用されるべきである。
- (85) 欧州委員会は、本規則に定められた義務の効果的な実施と遵守を監視するために必要な行動を起こすことが認められるべきである。このような行動には、欧州委員会を支援する独立した外部の専門家や監査人を任命することも含まれるべきであり、それが適切である場合、デー

タ当局や消費者保護当局など、加盟国の管轄当局からの派遣された専門家や監査人でもよい。監査人を任命する場合、欧州委員会は十分な交替制を確保すべきである。

- (86) 本規則に定められた義務の遵守は、制裁金及び違約金の定期的支払いによって強制されるべきである。このため、比例原則と一事不再理の原則に従い、適切な除斥期間を設けた上で、義務の不履行及び手続違反に対する適切な水準の制裁金及び違約金の定期的支払いに関する規定も置かれなければならない。欧州委員会及び加盟各国の関係当局は、これらの原則が尊重されるよう、執行活動を調整する必要がある。殊更、欧州委員会は、制裁金及び違約金の総額が違反事実の重大性に見合うものとなるよう、同一の法人が同一の事実につき EU または加盟国の規則に違反するとして当該事実に係る手続の最終決定によって課された制裁金及び違約金を考慮すべきである。

- (87) 事業者団体が本規則に違反し課された制裁金の効果的な徴収を確保するため、事業者団体が支払能力を持たない場合、欧州委員会が当該団体の構成員に対して制裁金の支払いを要求するための条件を定める必要がある。

- (88) 本規則に基づき執行される手続において、欧州委員会は関係事業者に対し自由な意見表明の権利を付与すべきであり、欧州委員会の決定は広く公表されなければならない。適正な行政、関係文書へのアクセスの権利、自由な意見表明の権利を確保する一方、機密情報の保護が不可欠である。また、欧州委員会は、情報の機密性を尊重しつつも、決定の根拠となった情報が当該決定の名宛人がその基礎とされた事実と理由を理解できる程度に開示されることを保証しなければならない。さらに、欧州委員会は、別段の定めがある場合を除き、本規則に従って収集した情報が本規則の目的に限って使用されることを確実なものとする必要がある。最後に、弁護士とその依頼人のコミュニケーションなど特定の業務記録については、一定の条件が充たされれば、機密

情報とみなすことができるようにすべきである。

- (89) 利害関係のある第三者による意見表明が効果的に行われるように公表用の非機密要約を作成するときは、欧州委員会は、事業者の営業秘密その他の機密情報の保護に関する正当な利益に十分配慮しなければならない。
- (90) ゲートキーパーに適用される利用可能な法的手段の首尾一貫した効果的かつ補完的な執行は、欧州委員会と加盟国当局がそれぞれの職務範囲において協力・調整することを必要とする。欧州委員会と加盟国当局は、本規則で定義されたゲートキーパーに適用される利用可能な法的手段の執行に必要な行動を協力・調整し、欧州連合条約 (Treaty on European Union, TEU) 第 4 条に定められた誠実な協力の原則を尊重する必要がある。加盟国当局が行う欧州委員会への支援には、欧州委員会が本規則に基づく職務をより良く遂行できるよう、加盟国当局が保有するすべての必要な情報を欧州委員会へ提供すること、欧州委員会の要請により、加盟国当局がその有する権限の行使によって欧州委員会を支援することなどが含まれるべきである。
- (91) 欧州委員会は、本規則の執行権限を有する唯一の機関である。欧州委員会を支援するため、加盟国は、自国の競争当局に対し、ゲートキーパーが本規則に基づく一定の義務を遵守していない可能性について調査を行う権限を与えることが許されるべきである。このことは特に、ゲートキーパーの行為が本規則、加盟国の競争当局が執行権限を有する競争法、あるいはその両方を侵害する可能性があるかどうかを当初から判断できない場合に関わるであろう。加盟国の競争当局は、欧州委員会が本規則の執行権限を有する唯一の機関としてあらゆる違反行為に対する調査手続を開始することを考慮し、ゲートキーパーが本規則に定められた一定の義務を遵守していない可能性に関する調査結果を欧州委員会へ報告しなければならない。
- 欧州委員会は、このような手続を開始するかどうかを決定することに

ついて完全な裁量権を持つべきである。本規則に基づく調査の重複を避けるため、ゲートキーパーが本規則に定められた一定の義務を遵守していない可能性について最初の調査措置を開始する前に、当該事案に係る加盟国の当局は欧州委員会へ報告すべきである。また、加盟国当局は、制裁金の金額の設定など、ゲートキーパーに対して国内の競争法を適用する際、欧州委員会と緊密に協力・調整する必要がある。このため、ゲートキーパーに対して加盟国の競争法に基づく手続を開始する場合、また、当該手続を通じてゲートキーパーに義務を課す前に、加盟国当局は欧州委員会へ報告しなければならない。重複を避けるため、それが適切である場合、規則(EC) 1/2003 第 11 条に基づく決定案の情報は、本規則に基づく通知を兼ねることが認められるべきである。

- (92) 本規則の調和された適用と執行を保証するためには、加盟国の裁判所など関係当局が、自らの決定が欧州委員会が本規則に基づき採択した決定に反するものとならぬようにする上で必要なすべての情報を確保することが重要である。加盟国の裁判所は、欧州委員会に対して、本規則の適用上の疑問に関する情報や意見を提供するように求めることが認められるべきである。また、欧州委員会は口頭または書面による見解を加盟国の裁判所へ提出することが認められるべきである。このことは、TFEU 第 267 条に基づき先行判決を要請するという加盟国裁判所の権限を損なうものではない。

- (93) 本規則及びゲートキーパーに適用される他のセクターの規則の実施における一貫性と効果的な補完性を確保するため、欧州委員会は、専門のハイレベルグループが有する専門知識を活用すべきである。また、ハイレベルグループは、それが適切である場合、本規則の実施または執行に関する一般事項について、助言、専門知識の提供及び勧告によって欧州委員会を支援することが認められるべきである。ハイレベルグループは、EU の関係機関及びネットワークで構成されるべきであり、

その構成は高い専門性と地理的なバランスを確保する必要がある。ハイレベルグループの構成員は、自らが代表する EU の関係機関及びネットワークに対し、ハイレベルグループと関連して行われる業務について定期的に報告し、また、当該業務に関する協議を行うべきである。

(94) 欧州委員会が本規則に基づき採択した決定は、TFEU に従い、欧州司法裁判所の審査対象となるため、TFEU 第 261 条に従い、欧州司法裁判所は制裁金及び違約金の支払いについて無制限の管轄権を有していなければならない。

(95) 欧州委員会は、本規則の多様な側面についてさらなるガイダンスを提供するため、または、コアプラットフォームサービスの供給事業者が本規則に定められた義務を遵守することを支援するため、ガイドラインを作成することが認められるべきである。そのようなガイドラインは、欧州委員会が本規則の遵守状況を監視することで得られる経験に基づくことが特に認められるべきである。本規則に基づくガイドラインの策定は、欧州委員会の専権事項であり、その独立した裁量によるものであるため、事業者または事業者団体が本規則に定められた義務を遵守するための構成要素であるとみなされてはならない。

(96) データアクセス、データポータビリティ、相互運用性などゲートキーパーが負う義務のいくつかは、技術標準の利用がその遵守を容易にする可能性がある。それが適切かつ必要な場合、欧州委員会は欧州の標準化団体にその開発を要請することが認められるべきである。

(97) ゲートキーパーが存在する EU 域内のデジタルセクターにおいて競争的で公正な市場を確保するため、本規則の附属書に記載されたゲートキーパーの指定に関するアクティブエンドユーザー及びアクティブビジネスユーザーの量的閾値の充足に係る判断方法の修正、ゲートキーパーの指定に関する量的閾値の充足に係る判断につき当該附属書に記載されていない追加的要素を特定すること、並びに、欧州委員会が市場調査に基づきコアプラットフォームサービスの競争可能性を制限す

る行為または不公正な行為に係る義務を更新する必要性を特定し、当該更新が本規則の委任行為に係る権限の範囲にあると考えた場合に本規則に定められた既存の義務を増補することについて、欧州委員会は TFEU 第 290 条に則った行為を採択する権限を与えられるべきである。

- (98) 本規則に基づく委任行為を採択するときには、欧州委員会がその準備過程で専門家レベルを含めて適切な協議を実施し、当該協議がより良い立法活動に関する 2016 年 4 月 13 日の機関間合意⁴⁹⁾に定められた原則に従って行われることが特に重要である。殊更、委任行為の準備への平等な参加を確保するため、欧州議会及び理事会は加盟国の専門家と同時にすべての文書を受領し、当該専門家は委任行為の準備を扱う欧州委員会の専門家グループの会合に体系的にアクセスすることが認められるべきである。

- (99) 本規則の実施のための統一された条件を確保するため、欧州委員会は、ゲートキーパーが本規則に定められた義務を効果的に遵守する上で実施すべき措置を指定する権限、ゲートキーパーが負う特定の義務の全部または一部を停止する権限を付与されるべきである。当該権限とは、ゲートキーパーが負う義務の全部または一部を免除すること、ゲートキーパーが本規則に定められた義務を潜脱する場合に実施すべき措置を規定すること、ゲートキーパーの指定のための市場調査を終了すること、組織的違反行為に対する排除措置を行うこと、ゲートキーパーに対し暫定措置を講ずること、ゲートキーパーが申し出た確約措置に法的拘束力を与えること、本規則の違反に係る事実認定を行うこと、違約金の定期的支払いに係る金額を決定すること、ゲートキーパーが欧州委員会に対して行う通知、情報の提出、理由ある要求、本規則の遵守に関する自己評価報告書の形式、内容その他の詳細を決定すること、相互運用性を実現するための運用上及び技術上の取り決め並び

49) FN19: OJ L 123, 12.5.2016, p. 1.

に消費者プロファイリングで使用される技術の監査上の説明の方法及び手順を定めること、法的手続、期限の延長、法的手続の進行中における権利行使、開示条件並びに欧州委員会と加盟国当局の協力及び調整に関する実務上の取り決めに規定することである。これらの権限は、規則 (EU) 182/2011 に従って行使されなければならない。

(100) 実施行為の採択の際は、欧州委員会と加盟国の協力及び調整のための実務的取り決めに基づいて、審査手続が行われるべきである。本規則が想定しているその他の実施行為については、諮問手続が用いられるべきである。このことは、当該その他の実施行為が多様な手続段階の形式、内容その他の詳細など、本規則に規定された手続の実務的側面、手続期限の延長や自由な意見表明の権利など異なる手続段階に係る実務的取り決め、並びにゲートキーパーに対する個別の実施決定と関連するという事実によって正当化される。

(101) 規則 (EU) 182/2011 に従い、加盟国は諮問委員会に代表され、その代表団の構成を決定すべきである。このような代表団には、殊更、諮問委員会に提示された特定の問題に係る専門知識を有した加盟国当局の専門家を含めることができる。

(102) 内部告発者は加盟国当局へ新たな情報を提供することができ、このことは、加盟国当局が本規則に係る違反事実を発見し違約金を科すことを可能にする。内部告発者が加盟国当局へ本規則に係る実際のまたは潜在的な違反事実を警告できるようにし、内部告発者が報復を受けることがないよう適切な取り決めがなされるべきである。このため、指令 (EU) 2019/1937⁵⁰⁾ が本規則に係る違反事実の報告及び当該違反事実の報告者の保護に適用されることを本規則に規定すべきである。

(103) 法的確実性を高めるため、本規則に基づき、本規則に係る違反事実の報告及び当該違反事実の報告者の保護に対する指令 (EU) 2019/1937

50) FN20: 欧州連合法の違反を報告する者の保護に関する 2019 年 10 月 23 日の指令 (EU) 2019/1937 (OJ L 305, 26.11.2019, p.17)。

の適用可能性は当該指令に反映されなければならない。したがって、指令 (EU) 2019/1937 の附属書はその必要に応じて改正される必要がある。当該改正が指令 (EU) 2019/1937 に従って採択された転置措置に反映されるようにすることは加盟国の責任であるが、加盟国における転置措置の採択は、当該指令が本規則の適用日から本規則に係る違反事実の報告及び当該違反の報告者の保護に対して適用されるための条件とはならない。

(104) 消費者は、指令 (EU) 2020/1828⁵¹⁾に基づく代表訴訟を通じて、ゲートキーパーが本規則に基づき負う義務と関連した権利を行使できるべきである。このため、本規則は、本規則に規定されたゲートキーパーが消費者の集団的利益を侵害するときまたは侵害するおそれがあるとき、当該事実に対して提起される消費者の代表訴訟は指令 (EU) 2020/1828 が適用されることを規定すべきである。したがって、同指令の附属書はその必要に応じて改正されるべきである。当該改正が指令 (EU) 2020/1828 に従って採択された国内法化で確実に反映されることは加盟国の責任であるが、加盟国における国内法化の採択は、当該指令がそれらの代表訴訟に適用されるための条件とはならない。それらの代表訴訟に対する指令 (EU) 2020/1828 の適用は、当該指令の適用に必要な加盟国の法律、規則、行政規定の適用日または本規則の適用日のいずれか遅い日から開始されるべきである。

(105) 欧州委員会は、本規則を定期的に評価し、オンラインプラットフォームエコノミーにおける商業的取引関係の競争可能性と公正性に及ぼす影響を注意深く監視し、殊更、関連する技術的または商業的發展に照らして本規則の修正の必要性を判断することを視野に入れるべきである。当該評価は、EU 域内のデジタル市場の競争可能性と公正性を確

51) FN21: 消費者の集団的利益の保護のための代表訴訟に関する 2020 年 11 月 25 日の指令 (EU) 2020/1828 及び指令 2009/22/EC の廃止 (OJ L 409, 4.12.2020, p.1)。

保するという観点から、コアプラットフォームサービスのリストとゲートキーパーに課せられる義務のほか、それらの執行の定期的見直しを含むべきである。この観点から、欧州委員会は、番号非依存型個人間コミュニケーションサービスの相互運用性に関する義務の範囲も評価すべきである。デジタルセクターの発展について幅広い見識を得るため、当該評価は加盟国及び関連する利害関係者の経験を考慮すべきである。このことについて、欧州委員会は、2018 年 4 月 26 日の欧州委員会決定 C (2018) 2393 によって初めて設置されたオンラインプラットフォームエコノミー監視委員会が提示した意見や報告書も考慮することが可能であるべきである。また、欧州委員会は当該評価の後で適切な措置を講ずべきである。欧州委員会は、本規則に定められた行為及び義務の評価及び見直しを実施するときは、その目的として、共通の権利及び価値、殊更、平等及び非差別の保護及び尊重を高い水準で維持すべきである。

(106) 欧州委員会が本規則の執行に係る職務を効果的に遂行しその権限を行使できるよう、予算手続を損なうことなく並びに既存の財政手段を通じて、十分な人的、財政的、技術的資源が割り当てられるべきである。

(107) 本規則の目的、すなわち、デジタルセクター全般及びコアプラットフォームサービスの競争可能性の保証を主眼に置き、デジタルセクターにおけるイノベーション、高品質のデジタル商品及びサービスの促進を図ることに照らして、公正で競争的な価格並びにエンドユーザーが享受するデジタル商品及びサービスの高品質及び選択肢を促進することは、加盟国の取組みを通じて十分に達成することはできず、むしろ、ゲートキーパーのビジネスモデル及び事業活動、事業活動の規模と効果を鑑みると、EU 全域の取組みを通じて達成することができるため、TEU 第 5 条に定められた補完性の原則に基づき、EU は所要の措置を採用できるものとする。なお、同条に定められた比例原則に従い、本

規則はその目的を達成するために必要なことを超えるものであってはならない。

(108) 欧州データ保護監督官 (EDPS) は、規則 (EU) 2018/1725 第 42 条に基づき諮問を受け、2021 年 2 月 10 日に意見を提出した⁵²⁾。

(109) 本規則は、欧州連合基本権憲章、殊更、同憲章の第 16 条、第 47 条及び第 50 条によって認められた基本的権利を尊重し、原則を遵守するものである。したがって、本規則の解釈と適用は、これらの権利と原則を尊重しなければならない。

第 1 章

目的、適用範囲及び定義

第 1 条

目的及び適用範囲

(以下、第 65 巻第 2 号)

52) FN22: OJ C 147, 26.4.2021, p. 4.